

教職大学院認証評価
自己評価書

令和7年6月

上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	5
V	教職大学院の強み、特長	5
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	6
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	8
	基準領域2 教育の課程と方法	13
	基準領域3 学習成果	26
	基準領域4 教育委員会等との連携	29
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	31
	基準領域6 教育研究実施組織	42
	基準領域7 点検評価と情報公表	49
VIII	法令要件事項の確認	51

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻
- (2) 所在地： 新潟県上越市山屋敷町1番地
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成20年度、直近の改組等年度 令和4年度
- (4) 入学定員数（令和7年5月1日現在）： 入学定員数 190人

II 教職大学院の目的

上越教育大学学則（抄）

第3章 大学院

第1節 目的

（目的）

第57条 大学院は、学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を受け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）

（専攻の目的）

第2条 大学院の専攻において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

課程名	専攻名	目的
専門職学位課程	教育実践高度化専攻	学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成する。

Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

(1) ディプロマ・ポリシー（令和4年4月1日制定）

修了認定・学位授与の方針の定義

教育の理念・目的及び大学院学校教育研究科専門職学位課程の目標に基づき、どのような力を身に付けた者に修了を認定し、教職修士（専門職）の学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるものである。

修了認定・学位授与の方針

大学院学校教育研究科専門職学位課程で所定の単位を修得し、学修成果の総合的な審査に合格することにより、以下に示す能力と条件を満たした者に対して、修了を認定し、教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ア 教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、臨床的又は実践的な視点から理解している。
- イ 学校現場における様々な課題について、臨床的な理論や方法を用いて分析し、チームでの解決策を提案できる。
- ウ 一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度で即応的な実践的指導力を有している。
- エ 教職に求められる即応的な専門的技術ばかりでなく、広い視野に立つ深い学識を修得し、人間として求められる豊かな教養を身につけている。
- オ 教育に対する熱意を持ち、教育者としての使命を深く自覚している。
- カ 初等中等教育の場において教育実践研究を創造的に推し進めることができる。
- キ 学校教育に対する社会のニーズを意識して教育実践を省察しながら、不断に学び続け自らの専門性と実践力を高めていくことができる。
- ク 善いものや美しいものに憧れる感性を備え、よりよい未来の実現に向けて行動し、多様な人々と協働することができる。

(2) カリキュラム・ポリシー（令和4年4月1日制定）

教育課程編成・実施の方針の定義

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定める基本的な方針である。

教育課程編成・実施の方針

- (1) 大学院学校教育研究科専門職学位課程では、以下のような共通科目、コース別選択科目、実習科目及び自由科目により、教育課程を編成する。
 - ア 共通科目は、教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身につける科目である。
 - イ コース別選択科目は、深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身につける科目である。
 - ウ 実習科目は、教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身につける科目である。
 - エ 自由科目は、教育に関連の深い諸問題、教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も踏まえて理解する科目である。
- (2) 上記(1)のアからエの科目ごとに、次の授業形態及び教育方法により総合的に学修する中で、教育実践研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成する。

- ア 共通科目では、講義、演習を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。
- イ コース別選択科目では、講義、演習、実験、実習及び実技等を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。
- ウ 実習科目では、学校現場の教育課題に対応する実習を行うものとする。
- エ 自由科目では、講義、演習を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。
- (3) 学修成果の評価については、講義科目は定期試験、臨時試験、課題レポート等により、演習科目は発表、討論、授業への参加態度等により、実験、実習及び実技等の科目は、課題レポート、提出作品、授業への参加態度等によるほか、予習・復習等の自主的学修態度を組み合わせで行うものとする。その際に、客観性、厳格性を確保するため、学生に対し次の表に掲げる成績評価の基準をあらかじめ明示し、授業形態に応じた適切な評価方法により行うものとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点 ～ 90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点 ～ 80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点 ～ 70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点 ～ 60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）
D	59点 以下	不合格とし、単位を与えない。（シラバスに記載された到達目標等に達していない。）

（上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第16条より）

教育課程の保証

学生の入学時の教育課程は、原則として当該学生が修了するまでは保証するものとする。

教育課程編成の体制

教育課程の編成については、本学が定める教育課程の編成基準等に基づき、全教員が協力体制の下で行うものとする。

(3) アドミッション・ポリシー（令和4年4月1日制定）（令和7年4月1日改定）

入学者受入れの方針の定義

教育の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果を示すものである。

入学者受入れの方針

大学院学校教育研究科専門職学位課程では、学校教育に関する高度な専門的知識と教育実践力を備えることにより、教育現場における重要な諸課題の解決に向けて学校を牽引できる高度専門職業人としてのスクールリーダーを養成する。そのために、以下のような人材を求めており、各項目に併記する試験

方法によって評価測定を行い入学者を選抜する。

- ア 教職に求められる専門的力量的基礎となる学士課程卒業相当の学識及び技能を身につけている。
(専門試験)
- イ 教育をめぐる現代的諸課題について、専門的・実践的な知見をもとに、その対応方策を体系的・総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。(専門試験)
- ウ 学校現場に対する社会のニーズを踏まえ、生活や社会、環境の中に問題を見出し、教育者として解決に向けて主体的に取り組もうとする意欲を有している。(面接試験)
- エ 教育に対する熱意を持ち、自己の学修課題を明確に意識し、積極的に学修を進めていくことができる。(面接試験)
- オ 自己の人格及び感性を高め、多様な人々と関わりながら社会に貢献しようとする態度を備えている。(面接試験)

<令和7年4月1日改定の概要>

令和8年度以降の大学院入試方法をオンライン型入試へ転換し、従来の筆記試験に代わり非対面の専門試験を、口述試験に代わり非対面の面接試験を導入することから、ア～オの括弧内の試験名を見直した。

IV 前回評価からの状況・経緯

社会全体、そして学校教育の急速な変化に伴い、高度化・複雑化する現代的な教育課題に対応できる教員を養成するため、教育現場や教員に対する社会的なニーズ等を踏まえ、令和4年4月に次のとおり大学院学校教育研究科を再編し、教職大学院を主体とした新たな大学院への機能強化を行った。

○専門職学位課程（教職大学院）：入学定員を170人から190人に拡充

教科等に関する領域及び発達支援に関する領域を修士課程から移行し、教科教育及び横断的・総合的な内容を扱う分野の新設、特別支援教育の専門性の強化及び教育課程等の拡充、GIGAスクール構想に対応した教員養成、学校運営、学級・学年経営を担うミドルリーダーの育成などに関する機能と体制を拡充・強化

○修士課程：入学定員を130人から20人に整理

様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援など、チーム学校の一員として課題の解決に貢献できる、学校教育を支える教育支援人材の養成・研修に関する機能と体制を整備

【令和3年度まで：入学定員170人】

専門職学位課程（教職大学院） 教育実践高度化専攻
教科教育・学級経営実践コース
先端教科・領域開発研究コース
学習臨床・授業研究コース
現代教育課題研究コース

【令和4年度から：入学定員190人】

専門職学位課程（教職大学院） 教育実践高度化専攻
学校教育実践研究コース
教科教育・教科複合実践研究コース
発達支援教育実践研究コース



【令和3年度まで：入学定員130人】

修士課程 学校教育専攻
発達支援教育コース
心理臨床コース
学校教育深化コース
国際理解・日本語教育コース
教職キャリア支援コース

【令和4年度から：入学定員20人】

修士課程 教育支援高度化専攻
心理臨床研究コース

V 教職大学院の強み、特長

本学は、主として「初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院学校教育研究科」と「初等中等教育教員を養成する学校教育学部」を持ち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進する教員養成系単科大学として創設された。平成8年度には兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）に参画し、平成20年度には専門職学位課程（教職大学院）を設置し、大学院における現職教員の再教育を行う中核的な機関として、学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標としている。

本学のカリキュラムや各種の事業、活動は、新潟県内の教育委員会及び上越地域の小・中学校の全面的な協力により実施しており、中でも、専門職学位課程（教職大学院）の学校実習（学校支援プロジェクト）に際しては、円滑な実施及びその実質化を図るため、近隣4市（上越市、妙高市、糸魚川市、柏崎市）の教育委員会及び校長会と連携し「学校実習コンソーシアム上越」を設立し、各学校の教育課題と指導教員ごとに編成した学生チームの研究課題とのマッチングを図っており、学校支援プロジェクトによる学校支援は連携協力校から高く評価されている。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準 2-2	指摘事項： <u>入学定員が未充足の状況は改善すべき課題であり、学習ニーズの調査を行うなどして、カリキュラムや広報活動の改善計画を示すなど<u>充足するよう努めることが求められる。</u></u>
<p>改善等の状況</p> <p>大学院学校教育研究科は、社会のニーズに対応するため令和4年度に教育課程を大幅に見直したコースの改組を行い、入学定員は教職大学院（専門職学位課程）を170人から190人へ20人増、修士課程を130人から20人へ110人減とした。</p> <p>改組後初年度（令和4年度）の教職大学院における入学定員充足率は107.4%と入学定員を充足した。</p> <p>しかし、その後は令和5年度が99.5%、令和6年度が80.5%と減少傾向となっている。この要因の一つとして、全国的な教員不足による大学新卒からの教員採用者増加に伴い、教職大学院への進学者が減少していることが推測できる。</p> <p>このため、教員養成学部以外の学部からの入学者確保に向けて、国公私立大学等との連携協力協定の締結を積極的に推進するとともに、現職教員を対象にした新たな取組として、居住地を離れることなく所属校に勤務しながら大学院に入学できる「遠隔教育活用修学プログラム」を令和7年度から導入した。これらの取組の広報活動として、学長・理事・副学長による都県等教育委員会訪問、教員による「大学訪問キャラバン」及び対面型・オンライン型による大学院入学説明会等を展開した。その結果、令和7年度の「遠隔教育活用修学プログラム」による入学者は31名であり、現職教員入学者は前年度比22名増加、令和7年度の入学定員充足率は86.8%となり、前年度から6.3ポイント上昇し改善を図ることができた。</p> <p>さらに、本学学部4年次に教職大学院の授業を早期履修できる「本学学部・大学院5年一貫教育プログラム」を令和6年度学部入学生から導入した。</p> <p>これらの取組により今後の入学者増が期待できる状況である。</p>	
(旧) 基準 3-3	指摘事項： <u>ただし、連携協力校について多くの学校は受け入れの際の対応が良好ではあるが、訪問調査における大学との面談調査からは、<u>連携協力校における教職員間の認識や考え方が異なる場合があり、やや受け入れの対応が不十分な学校が一部にあるのではないかと</u>の指摘があった。また、<u>現職派遣学生と学部新卒学生がチームを組むことが大きな特色になっているが、学生定員の増加によってこうしたチーム構成にも課題が出てくる。アドバイザー（専任教員）、実習コーディネーター、連携協力校等の教職員との間でこれらの課題のある学校については今後適切に対策を講じていく必要がある</u>といえる。</u>
<p>改善等の状況</p> <p>前回受審時の指摘を受け、次のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校実習の現状や課題を把握するため、学校実習終了後、連携協力校にアンケート調査を実施し、それにより得られた認識の違いなどについては、連携協力校等会議において「大学院学校実習の手引」などを用いて学校実習の概要や実施方法等を説明することにより周知を図っている。（令和5年度～） ・ 連携協力校決定後にアドバイザーが中心となりチームごとに連携協力校の各教員との事前打合せを行い、具体的な活動内容やスケジュールなどの協議を行っている。 ・ 学校実習の基本的な考え方や連携方法などについては、4市（上越市、妙高市、糸魚川市、柏崎市）の校長会や教頭会においても説明し、周知を図っている。 <p>また、令和4年度からの教職大学院入学定員増や現職派遣教員の減少に伴い、以前のように現職派遣学生と学部新卒学生によるチームを組むことが困難になっている。この対応として、連携協力校と実習チームの</p>	

マッチングや実習校決定にあたり、実習コーディネーター（学校実習・ボランティア支援室に兼務する特任教授6名）は、学内の各領域・分野の主担当を実習コーディネーター6名全員で分担し、連携協力校等との調整を行うことにより適切な実習チーム体制となるよう努めている。同コーディネーターは、常時連絡がとれる体制となっており、アドバイザーや学生及び連携協力校との相談、連絡・調整など適切な支援を行い、実習の円滑な運営に貢献している。

VII 基準ごとの自己評価

基準領域1 学生の受入れ

基準1-1

- アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院には、3つのコースを設定している〔資料1、資料2〕。

「学校教育実践研究コース」は、学校経営や子どもの成長発達、教科教育と融合した学級経営、道徳・生徒指導・キャリア教育などに関する学校教育の諸課題を取り上げ、教育経営リーダーとしての資質・能力を探究し、いじめ防止や生徒指導に関する諸問題の解決を目指して、児童生徒、家庭、地域との協働活動に関する総合的かつ汎用的専門性を育成する。

「教科教育・教科複合実践研究コース」は、各教科や教育実践上の諸課題について、教科教育と教科専門の融合や教科横断・複合領域的、地域連携等の観点を踏まえたこれからの各教科等の指導の在り方を含め、教育実践研究を通して深く探究し、先進的な教科等の指導や実践を推進するための高度な専門性を育成する。

「発達支援教育実践研究コース」は、発達支援を必要とする子どもたちの諸問題を専門的知識に基づき的確に把握する能力と、教育臨床的実践研究を通して発達支援を推進するための高度な専門性を育成する。

また、現職教員学生や学部卒学生など、学生のライフステージに応じた学修、個々のニーズに応じた学修を支援するために、5つの学生受入れプログラム等を設定している。

「1年制プログラム」は、現職教員学生の教員としての実務経験等に相当する業績を有する者について、1年間で修了することを可能とするもので、学校教育実践研究コースに「教育経営プロフェッショナル育成プログラム」と学校教育実践研究コース及び教科教育・教科複合実践研究コースに「教育実践プロフェッショナル育成プログラム」を設定する〔資料3〕。

「遠隔教育活用修学プログラム」は、令和7年度入学生から適用したオンラインを活用したプログラムで、現職教員が居住地を離れることなく所属校に勤務しながら大学院への入学が可能である〔資料4〕。

「長期履修学生制度」は、様々な事情により毎日の学修が困難な者が、3年間にわたり計画的に教育課程を履修できる制度である〔資料5〕。

「教育職員免許取得プログラム」は、教職に関する高度な専門知識を修得させるとともに、得意分野を持った小学校教員や中学校教員等を養成するために、長期履修学生制度に基づき3年間で教職大学院の教育課程と学部の教育課程を併せて履修できるプログラムである〔資料6〕。

「本学学部・大学院5年一貫教育プログラム」は、令和6年度本学学部入学生から適用したプログラムで、本学学部4年次から大学院の授業を早期履修し、学部・大学院の学位を5年間で取得できるものである〔資料7〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料1〕 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程

〔資料2〕 上越教育大学大学院案内 2026 (p. 5)

〔資料3〕 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職大学院1年制プログラム実施細則

〔資料4〕 上越教育大学大学院学校教育研究科遠隔教育活用修学プログラム実施細則

〔資料5〕 上越教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生取扱細則

〔資料6〕 上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム実施細則

〔資料7〕 上越教育大学学部・大学院5年一貫教育プログラム実施細則

観点1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教職大学院では、「大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針」を定め、本学ホームページで公表している。このうち「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に掲げられた試験方法によって評価測定を行い、入学者を選抜している〔資料8〕。

学生の募集にあたっては、毎年度「学生募集要項」を作成・公表し、学生募集人員、出願資格、出願方法、コース（領域・分野）ごとの専門試験及び面接試験の概要・配点、試験の日程等を明示している〔資料9〕。また、教職大学院の特色、各コースの紹介、学生生活・経済支援など、学生受入れに関する情報を提供する「大学院案内」も毎年度作成・公表している。さらに、これらの情報は本学ホームページにもサイトを開設して公表している。

入学者選抜は、コース（領域・分野）ごとに専門試験及び面接試験により行っている。各試験の具体的な実施方法は次のとおりである。

① 専門試験

コース（領域・分野）ごとに、次のいずれかの方法により実施

- ・事前に課題を送付し、試問する方法
- ・試験日に試験問題を試問する方法

② 面接試験

すべてのコース（領域・分野）において、Web会議アプリケーションを使用し、オンラインにより実施
出願者の学習履歴や実務経験等を考慮した措置としては、派遣教員、教職経験者、機関長推進により出願する者、教員採用試験合格者等について、その教職経験等を踏まえ、専門試験を課さない制度を設けている。

1年制プログラムについては、大学院の入学試験とは別に、口頭試問により、既に即応力を構成する臨床力が備わっているか否かを確認し、履修の可否を判定している。

遠隔教育活用修学プログラムについては、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者に対して専門試験を免除し、面接試験の中で選考を実施して履修の可否を判定している。

また、障害等があることにより受験上又は修学上の配慮を必要とする入学志願者との事前相談について学生募集要項に明記し、合理的配慮を行い公平な試験を実施している。

入学者選抜は全学的な実施体制で実施しており、教授会の下に入学試験委員会を置き、入学試験委員会が具体的な実施計画を立て公正に実施している。

試験の実施にあたっては、試験ごとに実施要領を定め、試験当日は、学長を本部長（総括責任者）、入学試験委員会委員長を試験実施責任者とする試験実施本部を設置し、試験実施に関する総括、不測の事態への対応、その他重要事項の処理に当たっている（図表1-1-2-A）。

試験の合否判定については、入学試験委員会で定めた合否判定基準に基づき、入学試験委員会及び教授会での審議を経て合格者を決定している。

これらの取組により入学者選抜の公平性、平等性及び開放性を確保している。

図表 1-1-2-A 「大学院入試における実施組織」

試験実施本部

本部長（総括責任者）	学長
副本部長	入試担当副学長（広報担当副学長）
試験実施責任者	入学試験委員会委員長
" 副責任者	" 副委員長
試験実施事務責任者	事務局長
" 担当者	入試課長
実施本部付	教務課長
	施設課長、学術情報課長（各事務室等待機）

口述試験担当者（教員）：27室（延べ数）、計107人（延べ人数）

連絡員（事務局職員）：20人（本部待機要員含む）

（出典：令和7年度大学院入学者選抜試験（前期募集）実施要領 p. 1～4）

《必要な資料・データ等》

〔資料8〕上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針

〔資料9〕令和8年度上越教育大学大学院学校教育研究科学生募集要項

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

大学院学校教育研究科は、社会のニーズに対応するため令和4年度にコースの改組を行い、入学定員は教職大学院（専門職学位課程）を170人から190人へ20人増、修士課程を130人から20人へ110人減とした〔前掲資料1（p. 2）〕。

改組後における教職大学院の入学者数及び入学定員充足率は、令和4年度は入学者204人、入学定員充足率107.4%と入学定員を充足したが、令和5年度は入学者189人、入学定員充足率99.5%。令和6年度は入学者153人、入学定員充足率80.5%であり、入学者は減少傾向となっていた（図表1-1-3-A）。

図表1-1-3-A 「上越教育大学大学院学校教育研究科 専門職学位課程（教職大学院） コース別入学定員充足状況」

(各年度5月1日現在)

専攻・コース	入学定員	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
		入学者			充足率	入学者			充足率	入学者			充足率	入学者			充足率	入学者			充足率
		全体	現職	1年P		全体	現職	1年P		全体	現職	1年P		全体	現職	1年P		全体	現職	1年P	
教育実践高度化専攻																					
教科教育・学級経営実践コース	60	61	(15)	【2】	101.7%																
先端教科・領域開発研究コース	40	15	(5)		37.5%																
学習臨床・授業研究コース	35	9	(3)		25.7%																
現代教育課題研究コース	35	30	(3)	【1】	85.7%																
合計	170	115	(26)	【3】	67.6%																
学校教育実践研究コース	60					69	(21)	【1】	115.0%	61	(14)	【1】	101.7%	48	(18)	【2】	80.0%	54	(29)	-	90.0%
教科教育・教科複合実践研究コース	90					105	(24)	-	116.7%	86	(21)	-	95.6%	82	(21)	-	91.1%	76	(23)	-	84.4%
発達支援教育実践研究コース	40					30	(5)	-	75.0%	42	(4)	-	105.0%	23	(4)	-	57.5%	35	(13)	-	87.5%
合計	190					204	(50)	【1】	107.4%	189	(39)	【1】	99.5%	153	(43)	【2】	80.5%	165	(65)	-	86.8%

(注1) 大学院学校教育研究科は、令和4年度にコースの改組を行い、入学定員は専門職学位課程を170人から190人へ20人増、修士課程を130人から20人へ110人減とした。

(注2) ()内は、現職教員で3年以上の教職経験者数を示し内数

(注3) 【 】内は、1年制プログラム受講者を示し内数

(注4) 定員充足率は、小数点第2位を四捨五入

このため本学は、入学者確保に向けて多様な教員人材を育成することに取り組んできた。学部卒学生向けには、新潟県内や東日本を中心とした国公立大学等との連携協力協定・学生受入れに関する覚書の締結を積極的に推進し（令和7年5月1日現在 66 大学等と覚書を締結〔資料 10〕）、理工系等様々な分野における学問的な幅広い知識や深い理解を有する学生の中から特に教職への意欲と適性を有する学生の受入れを進めてきた。

また、現職教員を対象にした新たな取組として、居住地を離れることなく所属校に勤務しながら大学院に入学できる「遠隔教育活用修学プログラム」を令和7年度から導入した。これはオンラインを活用したプログラムで、変化の激しい社会における新しい教育課題への対応や新しい教育の理論と実践について、日本全国どこからでも学ぶことができる。

これらの取組の広報活動として、学長・理事・副学長による都県等教育委員会訪問や教員が個別に大学を訪問し、教職大学院の紹介と学生募集の案内や入学希望学生に対する説明を行う「大学訪問キャラバン」を実施するとともに、対面型による大学院説明会及びオンライン型による大学院入学相談会を展開した。〔資料 11〕令和6年度においては大学院説明会・入学相談会を9回開催し、延べ227人の参加があった。また、「大学訪問キャラバン」についても延べ39人の教員が延べ31大学へ訪問又はオンライン型による説明会等を実施した〔資料 12〕。これらの説明会や相談会では、現職教員学生や学部卒学生など、学生のライフステージに応じた各種受入れプログラムについて説明を行った。その結果、令和7年度の「遠隔教育活用修学プログラム」による入学者は31名であり、現職教員入学者は前年度比22名増加、令和7年度の入学定員充足率は86.8%となり、前年度から6.3ポイント上昇し改善を図ることができた。

さらに、学部4年次から教職大学院の授業を早期履修できる「本学学部・大学院5年一貫教育プログラム」を令和6年度入学生から導入しており、これらの取組により今後の入学者増が期待できる状況である。

その他、現職教員や学部卒学生に限らず、社会人などの入学者増加に向けた各種取組を展開するため、複数のスポーツ関係団体との間で、アスリートのセカンドキャリアに係る小学校教員への進路に関して意見交換の場を設けるとともに、スポーツキャリアサポートコンソーシアム（アスリートが安心してスポーツに取り組むことができるキャリア形成の環境整備を目的とする団体）が主催するサロンに参加し、本学教職大学院における取組を紹介した。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料1〕上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（第3条第2項）

〔資料10〕大学間連携協定・覚書締結大学一覧

〔資料11〕令和6年度大学院説明会・入学相談会、オープンキャンパスの開催計画

〔資料12〕令和6年度大学訪問等申請及び結果一覧

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準領域 2 教育の課程と方法

基準 2-1

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院では、学校現場が抱える諸課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、体系的な教育課程を編成している〔資料 13〕。

この教育課程は、後述する「学校支援プロジェクト」を中核に置き、それと関連づけ連動させながら体系的に編成している。具体的には、共通科目、コース別選択科目、実習科目、自由科目の 4 つの授業科目区分を設けており、まず共通科目において、学校支援に入るために必要な教職の基礎的・基本的事項を学んだ後、実習科目において実際に学校現場に入り、学校と連携しながら各学校が抱える課題や追究している主題の解決に取り組む、コース別選択科目において、各コースの特色を活かして実習での実践を分析し意味づけ、理論的に裏づけながら解決策を練り上げる。特に実習科目とコース別選択科目は、学校現場での実践とその省察という表裏一体を成すものであり、それらの連動性を明確に示すため、授業科目の下位区分として、学校支援プロジェクト科目という新たな区分を設定し、実習科目とコース別選択科目の一部を取り込む形としている。これらの科目が学校支援に必要な多様な力量を培うことで学校支援プロジェクトの遂行を支え、教職に求められる高度に専門的な力量を体系的に育成できるよう構成している。

現職教員の入学生のうち、教員としての実務経験等に相当する業績を有する者については経験年数や資質を考慮し、実習科目 10 単位のうち 6 単位を履修したものとみなし、1 年間の履修で修了できる 1 年制プログラムを設定している〔前掲資料 3〕。この選考に当たっては申請者が、これまでの実務経験と教職等の実務経験を振り返り、直面する課題やその背景を考察した教育実践レポートを提出し、教務委員会が即応力の構成要素である臨床力が備わっているか否かを審査し、実習科目の一部を免除しても学校支援課題探究リフレクション及び学校支援課題探究プレゼンテーションを他の受講者と同等に行うことができるかを判定している。

学部の教育課程は、基礎学力と実践的経験を積みつつ、教職大学院に接続するものとなっている。具体的には、学部における科目群が教職大学院の特色ある共通科目、コース別選択科目へと連続して発展する設計になっていること、学校教育コース、教科教育・教科複合コース等の名称が、教職大学院のコース・領域名と対応していること〔資料 14〕など挙げられる。この接続性を活かし、令和 6 年度学部入学生から新たに「学部・大学院 5 年一貫教育プログラム」を導入している。このプログラムは、本学学部から本学教職大学院への進学を志向する勉学意欲が高く、かつ成績優秀な学生に向けたものであり、学部 4 年次から教職大学院の授業科目を早期に履修することにより、学部 4 年と教職大学院 1 年の通算 5 年間の修学で、学士と教職修士の学位を取得することができる〔資料 15〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 13〕 令和 7 年度入学者用履修の手引（大学院学校教育研究科）（p. 7～p. 9）

〔前掲資料 3〕 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職大学院 1 年制プログラム実施細則

[資料 14] 大学院の教育組織と学部履修上のコース・領域の関連

[資料 15] 上越教育大学「学部・大学院 5 年一貫教育プログラム」の導入とその概要

観点 2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の教育課程は、大きく分けると、すべての学生が共通して履修する「共通科目」、各コースにより選択される「コース別選択科目」、連携協力校などで行う「実習科目」等で構成している(図表 2-1-2-A)。

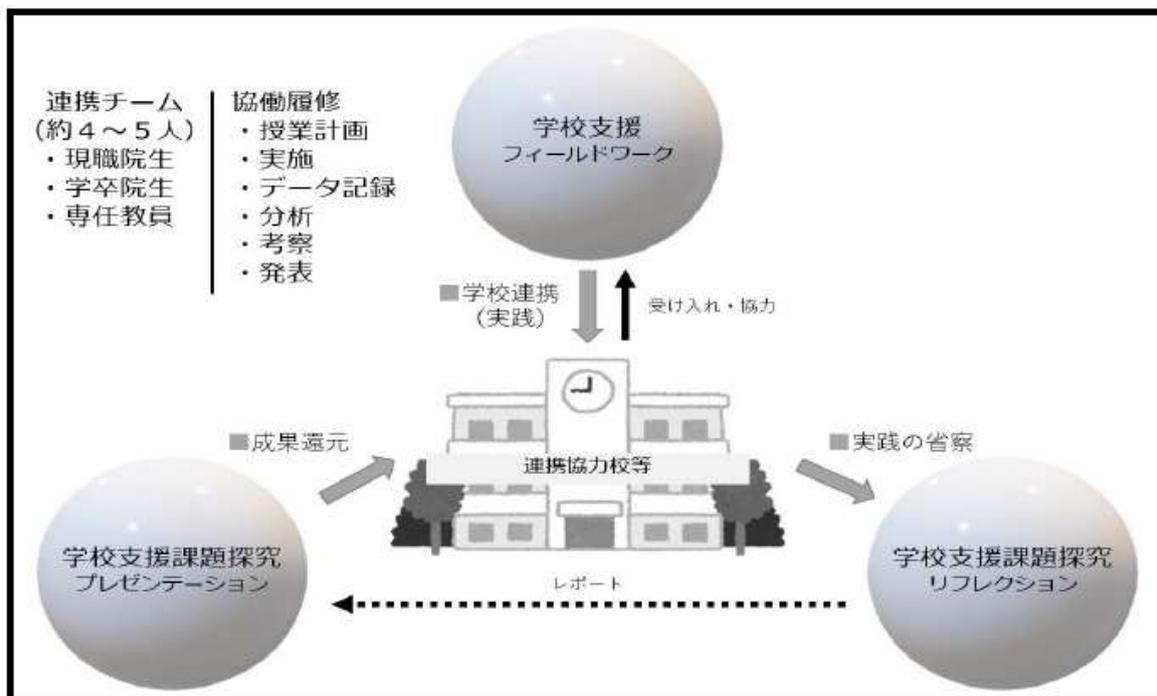
この教育課程の中核として「学校支援プロジェクト」を置き、実習科目「学校支援フィールドワーク」(体験による学び)を、コース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」(体験を省察に位置付ける学び)及び「学校支援課題探究プレゼンテーション」(体験によって得たことを他者に伝える学び)と合わせて履修することで構成している。「学校支援プロジェクト」では、体験による学び、体験を省察に位置付ける学び、体験によって得たことを他者に伝える学び、という臨床場をめぐる 3 つの学びを通して、「即応力」を高めていくとともに、臨床場からのデータを臨床場に還元する「実践、省察、還元」という一連の活動を関連付けている。この「学校支援プロジェクト」と「共通科目」や「プロフェッショナル科目(コース別選択科目)」を相互に接続することにより、理論と実践の往還を通して高度かつ実践的な問題解決能力等を身に付けようとするものである(図表 2-1-2-B)。

図表 2-1-2-A 「専門職学位課程の修了要件区分、単位数一覧表」

区分	授業科目の領域		単位	摘要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の実践的な指導方法に関する科目 生徒指導及び教育相談に関する科目 学級経営及び学校経営に関する科目 学校教育と教員の在り方に関する科目		16	必修科目 16 単位を修得するものとする。
コース別選択科目	プロフェッショナル科目 学校教育実践研究に関する科目 教科教育・教科複合実践研究に関する科目 発達支援教育実践研究に関する科目		20	学校支援フィールドワークに連動する「学校支援課題探究リフレクション 2 科目 8 単位」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション 2 科目 2 単位」を標準とするが、コース・領域(分野)により、それぞれ 2 科目 4 単位以上又は 2 科目 2 単位以上で構成し、所属するコースに開設されるプロフェッショナル科目と合わせて 20 単位以上を修得するものとする。
	学校支援プロジェクト	学校支援課題探究リフレクション		
	学校支援プロジェクト	学校支援課題探究プレゼンテーション		
実習科目	学校支援プロジェクト	学校支援フィールドワーク	10	全コース(領域)共通とし、10 単位を修得するものとする。 ただし、1 年制プログラムの履修を許可された者は、実習科目のうち、6 単位分の履修を免除する。
計			46	

(出典：上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程)

図表 2-1-2-B 「学校支援プロジェクト概念図」



(出典：上越教育大学 大学院学校実習の手引き 令和7年度版 p.6)

《必要な資料・データ等》

なし

観点 2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためどのような方策をとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

共通に開設すべき授業科目の領域（5領域）については、「共通科目」としてそれら5領域に16科目を開設している。

「コース別選択科目」は、深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味付け、教員としての確に判断する力量を身に付けるために開設している。学校教育における諸課題に対応した授業科目群として「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を各コース別に開設している。

それらを履修することで、共通科目により培った臨床力の基礎の上に、更に専門性を身に付けることを可能としており、専門職としての高度かつ実践的な問題解決能力等を有する人材養成をねらいとしている〔前掲資料13〕。

「学校支援プロジェクト科目」は、長期にわたって臨床場に入り込んで一定の課題を持った活動を行い、その課題への取り組みを通して、学校現場で生じている現象を記録・分析しつつ、問題の核心をついた対処の方向性や方法を実践的に学ぶための科目群である。

「プロフェッショナル科目」は、各学生が所属するコースにおいて、教育実践の中で生じる問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探究の方法を実践的に身に付けるために、既存の臨床研究に学ぶとともに、

学校現場での実際に即して分析を進めるための科目群である。

なお、教科領域を設けている教科教育・教科複合実践研究コースにおいては、「教育実践研究を通して深く探究し、先進的な教科等の指導や実践を推進するための高度な専門性を育成すること」を目的とし、幅広く教科の内容を学ぶために、教科教育と教科内容を架橋する教科内容構成に関する科目や臨床的に教科等の指導の在り方を含めた専門性の高い科目をコース別選択科目に開設している〔資料 16〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 13〕 令和 7 年度入学者用履修の手引（大学院学校教育研究科）（p. 29～p. 50）

〔資料 16〕 大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表（専修免許状の課程）抜粋

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点 2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到る取組・改善等の状況]

教職大学院では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、科目区分ごとに、後述の授業形態及び教育方法により総合的に学修する中で、教育実践研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成することとしている〔前掲資料 13（p. 7～p. 9）〕。

教育課程は、共通科目、「プロフェッショナル科目」、「学校支援プロジェクト」、自由科目で編成し、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行う討議や質疑応答による演習等により構成している〔前掲資料 13（p. 29～p. 50）〕。

「プロフェッショナル科目」の授業形態としては、各担当教員が授業内容に応じ、講義、授業参観に基づいたグループ討議及びワークショップ等の教育方法により授業を展開している。

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、学生及び専任教員で支援チームを編成し、教育課題の解決に取り組んでいる。各支援チームでは、「学校支援フィールドワーク」での取組を、大学における「学校支援課題探究リフレクション」で振り返り、実践の意味付けや教育課題の解決の方策についての協議などを行う。また、「学校支援課題探究リフレクション」の成果を活かして、連携協力校での「学校支援フィールドワーク」を行ったり、「学校支援課題探究プレゼンテーション」によって学校に提案を行ったりしている。このように、「学校支援フィールドワーク」及び「学校支援課題探究リフレクション」は、時系列的・段階的に進む場合だけでなく、同時並行的・相互往復的に進行することも可能としている。また、連携協力校でのフィールドワーク、学校支援課題探究リフレクションや学校支援課題探究プレゼンテーションでのディスカッションやワークショップ、プレゼンテーション等の多様な方法を取り入れている。

なお、「プロフェッショナル科目」においては、それぞれの学生における専門性向上の視点から多様な授業

科目を設け、授業の選択ができるようにしており、授業科目の9割が30人未満となっている〔資料17〕。

また、大学設置基準の一部改正に伴う「1単位の授業科目が45時間の学修を必要とする内容となる授業時間の設定」に係る授業方法・形態の工夫として、シラバスに「授業時間外の課題等」の欄を設け、学生に示すことにより、学習時間を確保するようにしている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料13〕 令和7年度入学者用履修の手引（大学院学校教育研究科）（p. 7～p. 9）（p. 29～p. 50）

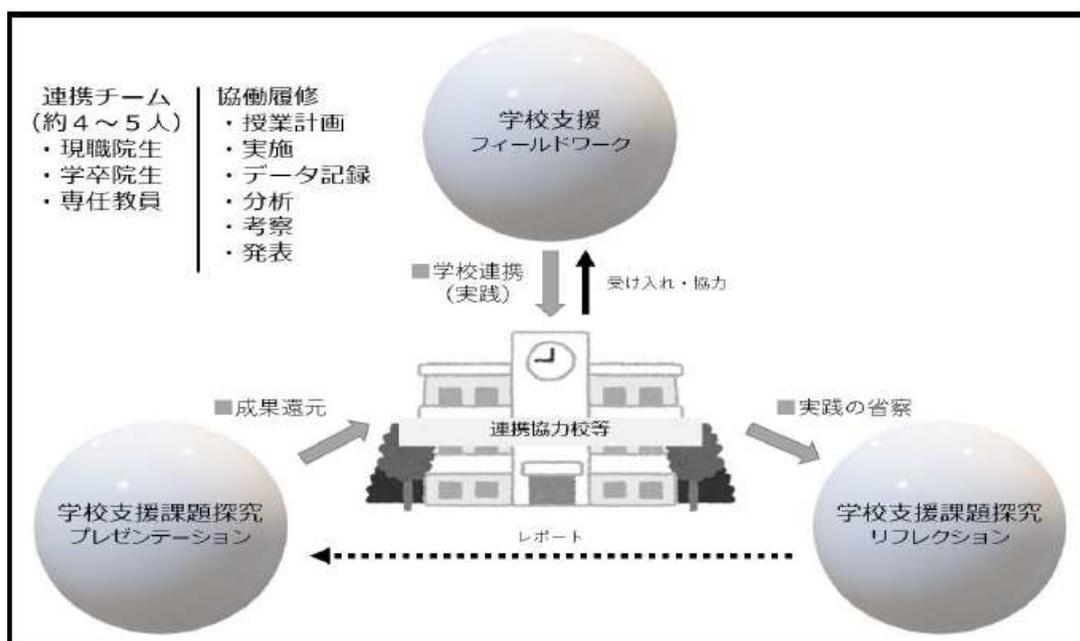
〔資料17〕 令和6年度受講者数一覧（専門職学位課程）

観点2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院では、カリキュラムの中核となる「学校支援プロジェクト」（図表2-2-2-A）において、連携協力校の教育課題とリンクした多様なテーマのプロジェクトを設定しており、学生は、それを設定した専任教員の指導する支援チームに所属し、教育課題の解決に取り組んでいる。各支援チームでは、「学校支援フィールドワーク」での取組を、大学での「学校支援課題探究リフレクション」で振り返り、実践の意味付けや教育課題の解決の方策についての協議などを行う。また、「学校支援課題探究リフレクション」の成果を活かして、連携協力校での「学校支援フィールドワーク」を行ったり、「学校支援課題探究プレゼンテーション」によって学校に提案を行ったりしている。このように、「学校支援フィールドワーク」及び「学校支援課題探究リフレクション」は、時系列的・段階的に進む場合だけでなく、同時並行的・相互往復的に進行することも可能としている。また、連携協力校でのフィールドワーク、学校支援課題探究リフレクションや学校支援課題探究プレゼンテーションでのディスカッションやワークショップ、プレゼンテーション等の多様な方法を取り入れている。

図表2-2-2-A 「学校支援プロジェクト概念図」



（出典：上越教育大学 大学院学校実習の手引き 令和7年度版 p. 6）

《必要な資料・データ等》

なし

観点 2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

「プロフェッショナル科目」は、コース別に設けており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生と学部卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは学部卒学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等に配慮している。

授業科目の内容を記載したシラバスには、「上越教育大学教職大学院スタンダード」における到達目標、授業の到達目標・テーマ、授業の概要、アクティブ・ラーニングに関する事項、履修条件、注意事項、授業時間外の課題等、授業計画・内容、試験、成績評価の方法、テキスト、参考書・参考資料等が明記され、そのうちの「上越教育大学教職大学院スタンダード」における到達目標は、現職教員学生と学部卒学生とで別々に作成している〔資料 17-2〕。

令和 7 年度から導入した「遠隔教育活用修学プログラム」においては、大半の授業を非対面型（同期型オンライン授業又はオンデマンド教材等を用いた授業）で実施し、必要に応じてスクーリングによる対面型授業を実施することとしている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 17-2〕 上越教育大学教職大学院スタンダード

観点 2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

教職大学院では対面による授業を原則としているが、感染症等により、授業の全部又は一部をオンライン授業とする場合、次の授業形態でオンラインによる授業を実施している。

- ・オンライン会議システム（Zoom 等）を用いたリアルタイム型
- ・eラーニングシステム（Goocus 等）を用いたオンデマンド型
- ・テキスト資料及びメールでの質疑応答、小レポート等

オンラインで行う授業についてはシラバスに明記し、学生の要望や負担等に対しては、コロナ禍におけるオンライン授業の取組の経験を生かし、授業科目毎に対応している。

また、令和 7 年度から現職教員を対象とした「遠隔教育活用修学プログラム」を導入し、非対面型授業（同期型オンライン授業又はオンデマンド教材等を用いた授業）を実施している。遠隔教育活用修学プログラム履修者の履修をサポートするため、遠隔教育コーディネーターを配置し、履修上の質問受付・授業担当教員との調整、履修計画の相談・助言、修学の進捗管理等により、オンライン授業に対応している〔資料 18〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 18〕 令和 7 年度入学者用遠隔教育活用修学プログラム履修の手引（大学院学校教育研究科）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点 2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学校実習の時期については、「共通科目」と「プロフェSSIONAL科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」に専念できるよう履修に配慮した時間割の設定になっている。

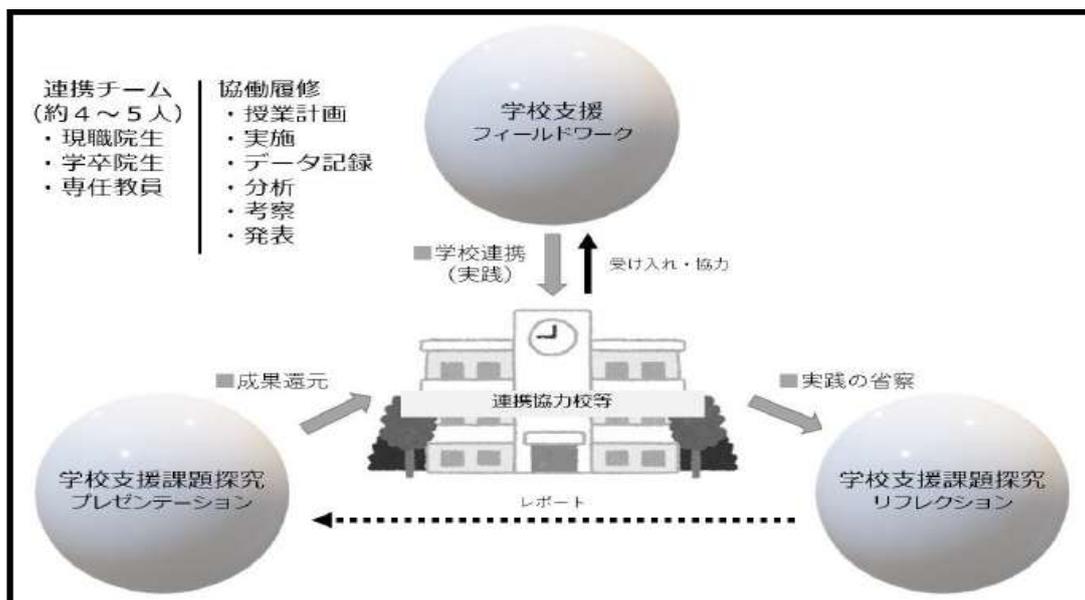
学校実習に関わる授業科目群である「学校支援プロジェクト科目」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」（体験による学び）を、コース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」（体験を省察に位置付ける学び）及び「学校支援課題探究プレゼンテーション」（体験によって得たことを他者に伝える学び）と合わせて履修することで構成されている。

「学校支援フィールドワーク」において、個々の学生が実習前に作成する個別計画表〔資料 19〕には学校課題に対する目標・計画のほか、教科内容・特別活動・生徒指導・進路指導・校務の企画運営等、学校の教育活動全体についての目標・計画の記載欄を設けており、その内容をアドバイザーが確認の上、実習を開始している。

また、実習中における諸活動を省察・評価する一連の活動を「学校支援課題探究リフレクション」として、実習における成果を連携協力校に還元する活動を「学校支援課題探究プレゼンテーション」として位置付けている（図表 2-3-1-A）。

学校以外の実習についても学校における実習と同様に、アドバイザーを中心とした支援チームを構成し、チームの一員としてアドバイザーも機関に出向き、サポートを行っている。また、計画段階で予め「即応力」「臨床力」「協働力」の3つのコンセプトに基づく評価基準を意識し、実習先の特性に応じて計画を策定することで実施内容、方法等が適切に設定されている〔資料 20〕。

図表 2-3-1-A 「学校支援プロジェクト概念図」



(出典：上越教育大学 大学院学校実習の手引き 令和7年度版 p.6)

《必要な資料・データ等》

[資料 19] 学校支援フィールドワーク個別計画表（ストレート院生用・現職大学院生用）

[資料 20] 学校支援フィールドワークの総合評価（ストレート大学院生用・現職大学院生用）

[資料 21] 実習記録【訪問調査時に提示】

観点 2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

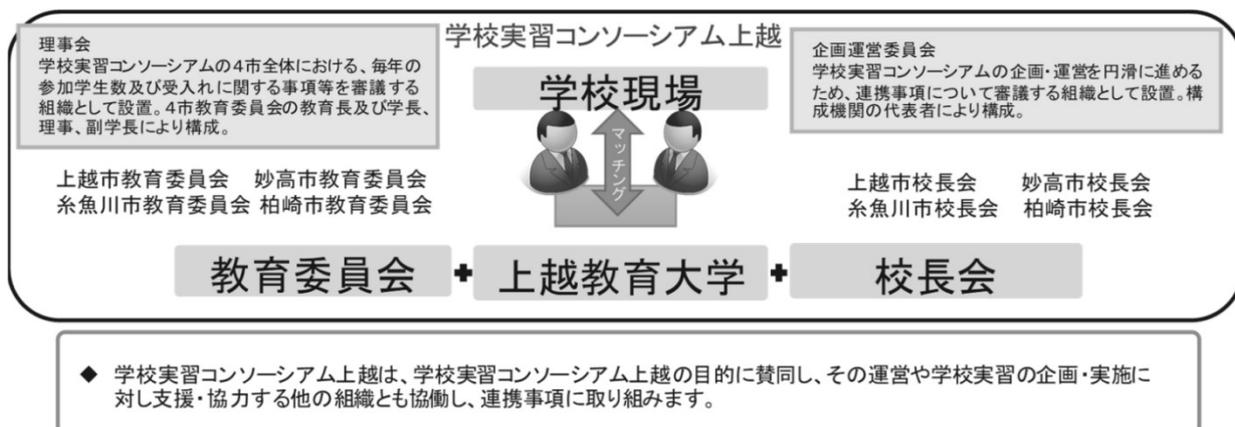
「学校支援プロジェクト」の実施に当たり、本学と上越近隣4市の教育委員会及び校長会が協働し、「学校実習コンソーシアム上越」（図表 2-3-2-A）を設立し、学校実習を地域で支える体制を整備している。

「学校実習コンソーシアム上越」は、大学と学校現場とのマッチングやコーディネートを行うことにより、適切な学校種や学校数の確保ができる体制である。

「学校支援プロジェクト」では学生は専任教員の指導するチームに所属する。プロジェクトの内容は、当該学生が所属するコース内の各領域に応じた多様なテーマを設定している。この設定したテーマを「連携提案書」としてコンソーシアム管轄内の連携協力校に送付し、各学校においては教育課題との関連で「連携希望書」を提出する。この連携希望とのマッチングを本学において行い、毎年6月に学校実習コンソーシアム上越において連携協力校を決定している。

なお、連携協力校を決定した後は、チーム毎に連携協力校と打合せを行い、各人が学校実習においてどのような活動をするかを計画し、連携協力校の教育課題の解決に向けて計画を実践していく。その過程で随時、連携協力校教職員・学生・アドバイザーが協議することにより、計画自体を改善していく。

図表 2-3-2-A 「学校実習コンソーシアムのイメージ」



(出典：上越教育大学 大学院学校実習の手引き 令和7年度版 p.12)

《必要な資料・データ等》

なし

観点 2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

実習科目「学校支援フィールドワーク」におけるアドバイザーの巡回指導については、アドバイザーが連携協力校とチーム全体での具体的な活動内容を協議した上で実習計画を策定しており〔資料 22〕、その計画に基づく実習の状況に応じて適宜巡回指導をしている。また、実習期間中には「学校支援課題探究リフレクション」の授業において、当該計画書に基づいて実習中の諸活動を省察・評価する機会を確保している（図表 2-3-1-A）。

《必要な資料・データ等》

〔資料 22〕 令和 6 年度学校支援プロジェクト計画書

観点 2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

現職教員学生は、教育委員会からの派遣や修学休業制度などを利用しているため、日常の業務から離れて修学しており、学校実習の実施に当たっては、現職教員学生も原則として連携協力校で行うこととしている。その学校実習は、各アドバイザーを中心に所属する学生により連携チームを編成し、アドバイザーの指導のもと連携チーム毎に連携協力校で実習を行っている。

現職教員学生が現籍校で実習を行うことになった場合には、アドバイザーがその現籍校へ出向き、学校課題の解決に向けて協働で取り組んでいる。

フィールドワークの日々の活動内容については、個々の学生がデジタルポートフォリオシステム「e-box」に記録することとしており、各学生の学修状況をアドバイザーが把握し、必要に応じて支援している。

《必要な資料・データ等》

なし

観点 2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院 1 年制プログラムの履修を許可された者及び令和 7 年度以降の教職大学院入学生のうち、入学前に小学校等の教員としての実務経験を有する学生（本学教職大学院 1 年制プログラムの履修を許可された者を除く。）で免除を許可された者に対して、実習科目 10 単位中 6 単位分の単位を修得しているものとみなして履修を免除する旨を規定している〔前掲資料 3、資料 23〕。

この免除規定は、小学校等の教員としての実務経験の中で一定の臨床的研究を積み重ねてきた者について、「学校支援フィールドワーク I（現職） 3 単位」及び「学校支援フィールドワーク II（現職） 3 単位」の計 6 単位を修得したものとみなすものである。免除の審査においては、実践研究業績などによって、「即応力」を構成する「臨床力」が備わっているかどうかを判定する。他方、「協働力」については、研究業績などから、その力量が身につけているか判定が困難なため、「学校支援フィールドワーク I（特別） 2 単位」及び「学校

支援フィールドワークⅡ（特別）2単位」の合計4単位により、その向上を図ることとしている。この実習は、連携協力校との協働や学部卒学生との相互作用を通じて中核的な役割を担うことで「協働力」を高めさせるものである。

免除を申請することができる資格としては、10年以上の実務経験を有し、かつ「教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たり、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任又はこれに準ずる者としての、合わせて2年以上の実務経験」又は「校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導主事、管理主事又はこれに準ずる者としての1年以上の実務経験」を有するものとしている。審査は、申請書類として提出された「教育実践レポート（4,000字）」等により即応力を構成する臨床力が備わっているか否かを、教務委員会において審査し、決定している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料3〕上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職大学院1年制プログラム実施細則

〔資料23〕上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規程

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

成績評価の基準については、学則第43条（図表2-4-1-A）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（図表2-4-1-B）及び大学院学校教育研究科履修規程第16条（図表2-4-1-C）に、修了認定基準については、学則第72条（図表2-4-1-D）及び大学院学校教育研究科履修規程第6条（図表2-4-1-E）に規定しており、シラバスに記載された到達目標等に基づいた評価方法により評価している〔資料24〕。また、教務委員会において本学履修規程等で定められている成績評価の基準に沿って適切に評価されていることについて、各領域・分野においても共通認識を図るよう取り組んでいる。これらの内容は「履修の手引」〔前掲資料13〕及び本学ウェブサイトに掲載するとともに、入学直後のオリエンテーション・ガイダンスにおいても学生に周知している。

修了認定については、学修成果をまとめた「学修成果報告書」の審査委員会における総合的な審査及び履修した授業科目の状況（取得単位数・成績）により教務委員会及び教授会で審議している。

図表2-4-1-A 「上越教育大学学則第43条」

（成績の評価）

第43条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表わし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

図表2-4-1-B 「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【抜粋】」

(3) 学修成果の評価については、講義科目は定期試験、臨時試験、課題レポート等により、演習科目は発表、討論、授業への参加態度等により、実験、実習及び実技等の科目は、課題レポート、提出作品、授業への参加態度等によるほか、予習・復習等の自主的学修態度を組み合わせで行うものとする。その際に、客観性、厳格性を確保するため、学生に対し次の表に掲げる成績評価の基準をあらかじめ明示し、授業形態に応じた適切な評価方法により行うものとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点～90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点～80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点～70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点～60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）
D	59点以下	不合格とし、単位を与えない。（シラバスに記載された到達目標等に達していない。）

（上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第16条より）

図表2-4-1-C 「上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第16条（抜粋）」

（成績の評価）

第16条 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、当該評語に係る評価の基準点及び結果は、次の表に掲げるとおりとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点～90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点～80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点～70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点～60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）
D	59点以下	不合格とし、単位を与えない。（シラバスに記載された到達目標等に達していない。）

図表2-4-1-D 「上越教育大学学則第72条（抜粋）」

（課程の修了）

第72条 略

- 2 専門職学位課程の修了の要件は、大学院に第59条第1項又は第2項に規定する標準修業年限以上在学し、所定の46単位以上を修得することの他、本学が定めるところによる。
- 3 前項の修了の要件単位のうち、教育上有益と認めるときは、入学前に小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を修得しているものとみなし、当該科目の履修を免除することができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議に付し、学長が行う。

図表 2-4-1-E 「上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第 6 条（抜粋）」

<p>(修了に必要な単位数等及び履修単位の区分)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第 2 に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の 46 単位以上を修得し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める専修免許状又は一種免許状取得に係る所要の単位(以下「免許取得単位」という。)を修得していることとする。ただし、次の各号に掲げる学生は、免許取得単位の修得を要しない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(常勤の者に限る。)のいずれかの職にある学生</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)のいずれかの職にある学生</p> <p>(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 2 条に規定する教育委員会の管理主事及び指導主事のいずれかの職にある学生</p> <p>(4) 在留資格が留学である外国人学生</p> <p>3 略</p>

《必要な資料・データ等》

[資料 24] 令和 6 年度 科目別成績評価(標語)分布

[前掲資料 13] 令和 7 年度入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科)(p. 11~p. 12, p. 16~p. 17)

観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

成績評価等の妥当性を担保するため、学生が成績評価に疑義がある場合は、教務課に設置している相談窓口において相談を受け付ける体制としており、これは、「履修の手引」により学生に周知している(図表 2-4-2-A)。

受け付けた相談については、教務課が授業担当教員へ問い合わせ、その回答では解決が図れなかった場合には、学生が成績評価に対する異議を教務委員会に申立てをすることができる制度として、「上越教育大学成績評価に対する異議申立てに関する取扱細則」を定めている[資料 25]。教務委員会は、異議申立てを受理した場合は、調査委員会を設置し、調査委員会からの調査結果に基づき対応を審議の上、調査結果に基づいた対応を申立者に書面で回答することとしている。

図表 2-4-2-A 「成績評価に関する相談」

<p>7. 成績評価</p> <p>(5) 成績評価に関する相談</p> <p>学生の修学にあたってのサポートを行うために、成績評価に関する相談窓口を置いています。</p> <p>窓口場所：教務課窓口(電話 025-521-3275)</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く。)8時30分～17時15分</p>
--

(出典：令和 7 年度入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科) p. 17)

《必要な資料・データ等》

[資料 25] 上越教育大学成績評価に対する異議申立てに関する取扱細則

観点 2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

各科目における成績評価については、本教職大学院のカリキュラム・ポリシーに沿って各科目において設定された到達目標に基づいて行っている。また、到達目標を各シラバスに記載し、院生への周知を図るなど評価の観点を明確にしている。

学校実習に係る評価の工夫としては、個々の学生が「学校支援フィールドワーク個別計画表」〔前掲資料 19〕を踏まえて各評価項目ごとに自己評価した「学校支援フィールドワーク報告書」〔資料 26〕に基づき、各アドバイザーが「学校支援フィールドワークの総合評価」〔前掲資料 20〕により実習前の個別計画、実習態度、実習後の報告により総合的に評価している。教務委員会及び学校実習委員会では、成績評価基準等について検討し、見直し等が必要な場合は、同委員会が行っている。

《必要な資料・データ等》

[前掲資料 19] 学校支援フィールドワーク個別計画表（ストレート院生用・現職大学院生用）

[資料 26] 学校支援フィールドワーク報告書（ストレート大学院生・現職大学院生）

[前掲資料 20] 学校支援フィールドワークの総合評価（ストレート大学院生用・現職大学院生用）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域3 学習成果

基準3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学習成果・効果を把握するための取組として、教職大学院の当年度末修了予定者を対象として「教育の成果・効果に関する調査」を平成29年から毎年度末に実施しており、令和3年度からWebにより実施している。

調査の内容は、所属するコース（領域・分野）、学部卒学生か現職教員学生か、カリキュラム（教育課程）は教育現場の課題に対応するものであったか（5段階評価及び自由記述）、「ICT教育や英語教育」、「インクルーシブな教育」、「いじめ等生徒指導」に関する科目はそれぞれ教育実践に資する内容であったか（5段階評価及び自由記述）、その他カリキュラム（教育課程）に関する意見（自由記述）の7点であり、無記名により行っている。

全体的な評価としては、学部卒学生、現職教員学生いずれの学生からも「そう思う」「ややそう思う」との評価がほとんどを占め、「体験的な学習が多く、多くの知識・技能を習得できたと感じている。」「学習指導要領に基づいて、その理解と応用した学習指導について学べたのも良かった。」「教育を学校の枠にとらわれず、俯瞰してみることができ有益であった。」「実習では、授業での学びを教育現場でどのように活かしていくかを考えたり、生徒の実態に合わせた指導について実践したりすることができた。」といったコメントがあった〔資料27、資料28〕。

本調査のアンケート結果は、各領域・分野に周知するとともに、その内容を分析し教職大学院スタンダードと関連付けて授業内容等の改善を図るようにしている〔前掲資料17-2〕。

学校支援フィールドワークでは、デジタルポートフォリオ「e-box」を活用し、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握している。また、「学校支援フィールドワーク報告書」には学生の自己評価欄を設け、「学修成果報告書」では履修した科目の学修内容について精査できるよう工夫している〔前掲資料26、資料29〕。学校支援プロジェクトの成果は、各チームごとに「学校支援プロジェクト実践研究」としてまとめている。この内容は、学校支援プロジェクトセミナーの個別セミナーとして連携協力校に成果を還元し、学校側からの評価も受けている。

《必要な資料・データ等》

〔資料27〕 令和5年度「教育の成果・効果に関する調査」用紙（専門職学位課程修了予定者対象）

〔資料28〕 令和5年度「教育の成果・効果に関する調査」集計（専門職学位課程修了予定者対象）

〔前掲資料17-2〕 上越教育大学教職大学院スタンダード

〔前掲資料26〕 学校支援フィールドワーク報告書（ストレート大学院生・現職大学院生）

〔資料29〕 大学院専門職学位課程学修成果報告書

観点3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院のディプロマ・ポリシーでは、「教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、臨床的又は実践的な視点から理解している」「学校現場における様々な課題について、臨床的な理論や方法を用いて分析

し、チームでの解決策を提案できる」「一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度で即応的な実践的指導力を有している」といった能力と条件を満たした者に対して、教職修士（専門職）の学位を授与している。

各年3月修了者（現職教員学生を除く。）の就職状況等（各修了年の9月30日現在）については、令和2年3月修了者から令和6年3月修了者までの5年間の教員就職率が89.8%～98.1%であり、高い水準を維持している（図表3-1-2-A）。

図表3-1-2-A「教員就職状況内訳（現職教員学生を除く）」（各修了年の9月30日現在）

区 分	正 規	臨 時	計（教員就職率）	修了者
令和2年3月修了者	43（82.7%）	8（15.4%）	51（98.1%）	52
令和3年3月修了者	54（83.1%）	9（13.8%）	63（96.9%）	65
令和4年3月修了者	55（74.3%）	16（21.6%）	71（95.9%）	75
令和5年3月修了者	51（81.0%）	9（14.3%）	60（95.2%）	66
令和6年3月修了者	72（66.7%）	25（23.1%）	97（89.8%）	115

※教員就職率は、外国人留学生及び進学者を母数から除いた場合の比率を示す。

《必要な資料・データ等》

なし

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院のフォローアップセミナーを実施し、修了生からの意見聴取を行っている。同セミナーに参加した修了生（現職教員）からは、「大学院生時代に学校現場に入っていた時の活動は理論的なものが求められていた。それは教育を理論的に捉えたい学校にとってとてもうれしい活動であったことを教員になって感じる事ができた。」といった意見があった。また、「同じ修了生の話でも学校種の違いから学ぶことがあったり、在学院生の研究について知ることができたりと本当に有意義な時間であった。今後も、学級経営を核としながら、体育だけでなくどの教科や活動でも、子どもたちが安心して学べる環境作りを目指して頑張っていきたい」といった意見・感想があった。

さらに、本学を卒業・修了後、一定期間（5年及び10年）を経過した者を対象に、卒業生・修了生「就労等実態調査」を実施している。本学で学習・研究したことで現在の職業に活かしていることについて意見聴取し、修了生の在学時の学びが、教育現場でどのように活用されているかを確認している〔資料30〕。

教育委員会等の教育関係者からの意見聴取として、上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会（以下「教育課程連携協議会」という。）及び教職大学院設置前から毎年度実施している「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」（平成25年度までの名称は、「都道府県教育委員会と上越教育大学との情報交換会」）において修了生の評価について情報を収集している。教育課程連携協議会の学外委員である新潟市教育委員会からは、「共通科目に「インクルーシブな学級を形成するための学級経営」があるが、新潟市でも力点をおいており、こういった視点で学級経営の中にこういう授業を位置づけていただければ、大変ありがたい。」といった評価を得ている〔資料31、資料32〕。また、理事・副学長等が毎年約10都府県等教育委員会を訪問し、本学を修了した教員の状況等を確認している。

《必要な資料・データ等》

〔資料30〕 令和6年度上越教育大学卒業生・修了生「就労等実態調査」実施報告

〔資料31〕 第9回（令和5年度第2回）上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会議事要旨

〔資料32〕 令和5年度都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会質疑応答（学習の成果・効果等に関する意見の抜粋）

観点3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院の設置当初から、教育効果の検証を継続的に行い、教職大学院における教育の質の向上を図るとともに、関係機関との連携等を通じた修了生への支援の在り方を探ってきた。その取組の一つとして、教育現場が直面する具体的な課題やその解決手法等について、修了生・在学生・教員が相互に情報交換を行い、これまでの学修の振り返りを行うことを目的として、各領域・分野において「上越教育大学教職大学院フォローアップセミナー」の参加者にアンケートを実施している〔資料33、資料34〕。

また、都道府県等教育委員会との連携協議会を毎年度開催し、修了生の赴任先での教育研究活動等状況について確認する機会を設けている。

さらに、本学を卒業・修了後、一定期間（5年及び10年）を経過した者を対象に、卒業生・修了生「就労等実態調査」を実施している。「本学で学習・研究したことで現在の職業に活かしていること」「職務上の課題等で本学教員に相談したいこと」「職務等に関連して本学が支援できること、取り組むべきこと」などの設問により、修了生の修了後の学習成果及び教育現場での課題等の把握に努めている〔前掲資料30〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料33〕 上越教育大学教職大学院「フォローアップセミナー2023」参加者アンケート集計結果（抜粋）

〔資料34〕 上越教育大学教職大学院「フォローアップセミナー2024」参加者アンケート集計結果（抜粋）

〔前掲資料30〕 令和6年度上越教育大学卒業生・修了生「就労等実態調査」実施報告

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 4 教育委員会等との連携

基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

i. 教育委員会等との連携体制

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び本学が連携協力を努め、教員の資質・能力及び新潟県の教育力向上を図ることを目的として、平成 22 年 3 月に「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会設置に関する覚書」を締結し、同協議会を開催してきた〔資料 35〕。令和 5 年度からは、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会とそれぞれ協定書を締結した〔資料 36、資料 37〕。これらの協議会では、教育委員会と大学が引き続き連携し、多様な教師人材の確保に向けた各種取組を推進していくことを確認している。

教育委員会からのニーズの継続的な把握に努め、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会から寄せられた「教科教育及び横断的・総合的な内容を扱う分野の新設等」、「特別支援教育の専門性の強化及び教育課程等の拡充」、「Society5.0 に対応した教員養成」、「学校運営、学級・学年経営を担うミドルリーダーの育成」等の要望を踏まえ、令和 4 年 4 月に、大学院における教育組織の改組による機能強化を行った。その他、「高度な理論に裏付けされた実践的指導力を有した人材の養成」、「複雑化・高度化する教育課題に対応した各種研修制度・内容の充実」といった要望を踏まえ、令和 5 年 4 月に「学校教員養成・研修高度化センター」を、令和 6 年 4 月には、「いじめ・不登校等の生徒指導上の課題とその対応に関する要望を踏まえ、「いじめ・生徒指導研究研修センター」を設置するなど、社会の変化に応じた教育研究組織の改編・整備等を推進している〔資料 38、資料 39〕。

また、学校教育・教育行政機関等との連携により、教職大学院における授業科目の開設、その他の教育課程の編成に関する基本的な事項の審議等を目的として、令和元年 5 月に「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」を設置した〔資料 40〕。

これらの協議により、授業科目の開設、その他の教育課程の編成について教育委員会の理解を得るとともに、教職大学院スタンダードについて協議し完成した〔前掲資料 17-2〕。

本学に現職教員を派遣している都道府県及び政令指定都市の教育委員会とは、毎年度「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」を開催しており、本学教職大学院の現状や、各教育委員会からの派遣等現職教員学生の状況について意見交換を行っている〔資料 41〕。

さらに、真に実質化された実習として円滑な実施を図ることを目的に本学と上越近隣 4 市（上越市、妙高市、糸魚川市及び柏崎市）の教育委員会による学校実習コンソーシアム上越を設立し、学校実習と学校現場とのマッチングやコーディネート等を行っている〔資料 42〕。

また、新潟県が設置している「新潟県教員等資質向上に関する連携協議会」における新潟県教員等育成指標改定に本学教員が参画している。

ii. 現職教員の研修機能等

地域の現職教員の資質能力の向上を図るため、教育委員会等の教育関係機関と連携し、ICT、特別支援教育、英語、道徳等の教育課題に関するテーマを中心に、自主セミナーや学校代表者を対象とした拡散型オンライン教員研修（J-SOTT プログラム）等のキャリアアップ講習を実施している〔資料 43〕。特に「J-SOTT プログラム」は、全国の自治体が抱える教員研修の課題を、本学がハブとなり、教育委員会や学校現場と連携して解決する教員研修の高度化モデルを確立することを目的としており、学校代表者から校内の教員に研修内容を拡散

させ、令和6年度は近隣3市（妙高市、糸魚川市及び柏崎市）の公立学校延べ89校の代表者が研修に参加し、所属学校で研修内容を他の教員に拡散した。さらに、山梨県教育委員会及び同県市教育委員会の指導主事等を対象に同様の研修を実施した〔資料44〕。

本学教員と長野県教育委員会とは、若手教員やミドルリーダーにおける生徒指導力・学力の向上を目指した「教員研修講座（長野）」を毎年度開催している〔資料45〕。本講座は、最新の実践研究成果をもとに今日的な課題解決に直結するもので、大学教員や運営に関わる指導主事の職能開発にも繋がる講座の開発にも取り組んでいる〔資料46〕。

また、文部科学省からは、『『新たな教師の学び』に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業』を受託し、教育実践研究の成果として①学級経営の基礎・基本に関する研修(30分×4編)、②問題解決力を育成するための情報モラル教育に関する研修(30分×4編)、③アニメーションによるいじめ防止等生徒指導に関する研修(30分×4編)、④通級による指導の基礎・基本と実践(30分×4編)を開発して本学ホームページから公表した〔資料47〕。併せて、独立行政法人教職員支援機構の教員研修プラットフォームとリンクさせ、全国へ発信している。

さらに、新潟県教育委員会等と連携し、小・中学校の理科教育において科学リテラシーと観察・実験指導能力に優れ、教育課題解決に資する科学的思考力に富み、地域の中核的な役割を担う教員（コア・サイエンス・ティーチャー：CST）を養成するプログラムを実施し、修了者に対して認定証を発行している〔資料48〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料35〕 新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会設置に関する覚書

〔資料36〕 国立大学法人上越教育大学と新潟県教育委員会との包括連携に関する協定書

〔資料37〕 国立大学法人上越教育大学と新潟市教育委員会との包括連携に関する協定書

〔資料38〕 新潟県教育委員会からの要望書

〔資料39〕 新潟市教育委員会からの要望書

〔資料40〕 上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項

〔前掲資料17-2〕 上越教育大学教職大学院スタンダード

〔資料41〕 令和6年度都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会実施計画

〔資料42〕 学校実習コンソーシアム上越のパフレット

〔資料43〕 第4期中期目標期間中の現職教員等向けのキャリアアップ講習等の開催状況

〔資料44〕 令和6年度「J-SOTTプログラム」実施校一覧

〔資料45〕 2024 長野県教育委員会と上越教育大学教職大学院連携による教員研修講座チラシ

〔資料46〕 令和6年度教員研修講座（長野）開催結果

〔資料47〕 本学ホームページ「オンライン研修」

〔資料48〕 第4期中期目標期間中のCST養成プログラム受講状況・認定者数一覧

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 5 学生支援と教育研究環境

基準 5-1

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点 5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の独自制度として、学生には専任教員としてアドバイザーが学修相談・助言を行っており、さらにはオフィスアワーの制度により、全教員が学生からの相談に応じる体制を整えている〔資料 49、資料 50〕。事務局においては、教務課が現職教員学生と学部卒学生の差異に配慮した上で、取得希望免許種や各種プログラムの履修状況等に応じて個別の履修指導を行っている（図表 5-1-1-A）。

図表 5-1-1-A 「教務課の支援体制」

修了及び教員免許取得に関するサポート体制

教務課では学生の履修計画や必要単位について、随時相談することができます。履修については、学務情報システムにログインして登録することにより、修了や希望する免許に必要な科目を把握できます。アドバイザーおよび教務課で個々の学生に必要な科目について共有することにより、単位や免許の取得と修了までの履修計画を滞り無く実施することが可能となっています。

上越教育大学 大学院案内 2026

(出典：上越教育大学大学院案内 2026 p. 14)

現職教員としての経験が長い学生に対しては、実習単位の一部を修得済みとみなした形で 1 年間での修了を可能とする「教育経営プロフェッショナル育成プログラム」及び「教育実践プロフェッショナル育成プログラム」の「1 年制プログラム制度」を設けており、教員としての経験年数や資質を考慮した履修が可能となっている〔前掲資料 3〕。

また、現職教員学生と学部卒学生それぞれに対応したシラバスにより、学校支援フィールドワークを実施・指導している。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異に配慮している〔資料 51〕。

なお、学校支援フィールドワークを実施する前に作成する「学校支援フィールドワーク個別計画表」には現職教員学生用と学部卒学生用があり、実施後に作成する「学校支援フィールドワーク報告書」にも、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異を考慮し、それぞれに対応した自己評価基準を明記している〔前掲資料 19、前掲資料 26〕。

「学校支援プロジェクト」では、デジタルポートフォリオシステム「e-box」を活用し、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握し指導を行っている〔資料 52〕。また、学校教員養成・研修高度化センター所属の特任教員を中心に、学生に対して、授業技術や実習校でのマナー等に関する、きめ細かなサポートを行っている。

障害を有する学生の支援として障害学生支援室を設置しており、同学生の支援に係る合理的配慮の合意形成を行っている。教職大学院では、令和 4 年度に学生からの申請に基づき、聴覚障害学生への支援として情報保障（ノート型 PC・ロジャー（補聴援助システム）・UDトーク（音声文字変換システム）・タブレットの貸与等）を実施し、実習及び実技を含む授業について支援している。ほかには障害学生支援に関する学生向け研修を行っている〔資料 53〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 49〕 上越教育大学大学院学校教育研究科における指導教員及び研究指導体制取扱細則

〔資料 50〕 教職大学院オフィスアワー実施状況

〔前掲資料 3〕 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職大学院 1 年制プログラム実施細則

〔資料 51〕 学校支援フィールドワーク I（ストレート・現職・特別）シラバス

〔前掲資料 19〕 学校支援フィールドワーク個別計画表（ストレート院生用・現職大学院生用）

〔前掲資料 26〕 学校支援フィールドワーク報告書（ストレート大学院生・現職大学院生）

〔資料 52〕 e-box 上越教育大学大学院デジタルポートフォリオ学生向け操作マニュアル

〔資料 53〕 上越教育大学障害学生支援室規則

観点 5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

全学的な対応として修了生・卒業生に対する研究助成を行っており、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で 9 件を採択し、うち 1 件が教職大学院の修了生となっている〔資料 54〕。また、各領域・分野においては、修了生が参加する学会・研究会等を実施しており、令和 5 年度及び 6 年度は 5 つの領域・分野で、77 人の参加があった〔資料 55〕。さらに、修了生を対象としたフォローアップセミナーについては、令和 6 年度は 5 つのセミナーを実施し、42 名の参加があった〔資料 56〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 54〕 令和 7 年度 上越教育大学修了生・卒業生に対する研究助成募集要項

〔資料 55〕 修了生が参加する研究会・学会活動の実施状況（令和 5・6 年度）

〔資料 56〕 令和 6 年度フォローアップセミナー実施状況

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 5-2

- 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点 5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学生の修学、就職及び生活に関する総合的な支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的として総合学生支援室を設置しており、「性の多様性(SOGIE(ソジー):sexual orientation, gender identity and gender expression)に関する本学の対応ガイドライン」及び「心身の悩みや問題を抱える学生に対する支援のための教

職員の対応指針」を策定し、様々な悩みを抱える学生に対する支援環境を提供している〔資料 57、資料 58、資料 59〕。

学内には、相談の内容に応じて、直接対応可能な窓口を設置しており、事務局の学生支援関係組織を講義棟の同一フロア内に集約して学生サポートの機能性・利便性を高めている。学生支援課には、学生生活の中での悩み、心配事及び疑問等について気軽に相談できるワンストップ窓口として「学生なんでも相談窓口」を設置し、各担当組織へのコーディネートを行っている〔資料 60〕。

各担当組織の相談体制として、学習環境については、学生一人一人にアドバイザーの教員を選任しており、各教室・施設の自主学習利用については、教務課等が随時相談に応じている〔前掲資料 49、資料 61〕。

生活支援に関する相談については、主に学生支援課が担当しており、アドバイザーの教員と連携し学生個々が抱える問題に対応している。学生へのハラスメントの防止に取り組む組織としては、ハラスメント等人権侵害防止等規則に基づき、ハラスメント等人権侵害対策委員会を置き、相談受付窓口及び相談員を配置して対応するとともに、ハラスメント防止に関する啓発活動を行っている〔資料 62、資料 63〕。

メンタルヘルスに関しては、保健管理センターが内科医師 1 人、カウンセラー 2 人（公認心理師・臨床心理士 1 人、公認心理師 1 人）、看護師 1 人（社会福祉士の有資格者）の計 4 人の体制として、こころの相談に幅広く対応している〔資料 64〕。

キャリア支援については、副学長を室長とするプレイスメントプラザ及び就職委員会を設置し、就職・進路に関する相談・指導を実施する体制を整備している。プレイスメントプラザでは、就職委員会が策定する年間の就職指導計画に基づき、就職支援プログラム（教員採用試験対策の講座・ガイダンス等）を実施するとともに、全国自治体の教員採用試験に係る資料提供、「教員採用試験学習支援システム」の運用を行っている。特任教授のキャリアコーディネーターは、論作文・自己PR文の添削、模擬面接（個人、集団、模擬授業、場面指導）など、個々の学生の志望内容や準備状況に応じた、きめ細やかな相談・指導を行っている〔資料 65、資料 66〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 57〕 上越教育大学総合学生支援室規則

〔資料 58〕 上越教育大学における SOGIE に関する対応ガイドライン

〔資料 59〕 心身の悩みや問題を抱える学生に対する支援のための教職員の対応指針

〔資料 60〕 上越教育大学学生手帳「学生相談」

〔前掲資料 49〕 上越教育大学大学院学校教育研究科における指導教員及び研究指導体制取扱細則

〔資料 61〕 上越教育大学学生手帳「学内施設の利用」

〔資料 62〕 国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害防止等規則

〔資料 63〕 国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害対策委員会規程

〔資料 64〕 上越教育大学学生手帳「保健管理センター」

〔資料 65〕 上越教育大学プレイスメントプラザ規則

〔資料 66〕 上越教育大学就職委員会規程

観点 5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学生への経済支援については、入学料等免除及び徴収猶予規程〔資料67〕を定め、入学料については、全額又は半額の免除及び徴収猶予、授業料については、全額又は半額免除、徴収猶予及び月額分納、寄宿料については、6月間の範囲において納付すべき寄宿料の全額免除を可能としている。また、東日本大震災、長野県北部地震及び大規模災害（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号等、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震）で被災した学生についても、授業料等の減免を実施している〔資料68、資料69〕。

また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度及び自己啓発等休業制度を利用して修学する学生を対象として、授業料の全額免除を実施している〔資料67（第9条の3）〕。同様に、都道府県等の教員採用候補者名簿登載期間延長等の特例措置を利用して修学する学生を対象として、授業料の全額又は半額の免除を実施している〔資料67（第9条の4）〕。

さらに、社会人の学び直しを支援するため、5年以上の社会経験を有する教育免許状所有者で50歳未満の学生を対象として、入学初年度の授業料の半額免除を実施している〔資料67（第9条の5）〕。

授業料免除等のほかにも、令和5年度入学者から、入学年度に日本学生支援機構第一種奨学金の返還免除が内定する制度を導入し〔資料70〕、教職大学院の履修に専念できるよう充実を図った〔資料71〕。また、令和7年度から実施する「同一種奨学金を受給する教職大学院学生が修了し、教職大学院修了の翌年度から正規教員となった者」を対象にした奨学金の返還免除制度については、在学生向けの説明会の開催やホームページへの掲載により本制度の周知を行った〔資料72〕。

本学独自の取組として、上越教育大学基金を財源とした「上越教育大学くびきの奨学金」制度により経済的支援の充実を図っている〔資料73〕。

教育訓練給付制度については、令和4年度の大学院改組による令和5年度修了生数の実績が必要であり、令和6年10月に「学校教育実践研究コース」及び「教科教育・教科複合実践研究コース」の2コースで専門実践教育訓練講座の指定を受けた〔資料74〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料67〕 上越教育大学入学料等免除及び徴収猶予規程

〔資料68〕 東日本大震災で被災した県から派遣される現職教員及び東日本大震災等で被災した受験生、入学生及び在学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程

〔資料69〕 大規模災害で被災した受験生、入学生及び在学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程

〔資料70〕 令和7年度特に優れた業績による第一種奨学金返還免除内定申請要領

〔資料71〕 上越教育大学第一種奨学金返還免除候補者選考基準

〔資料72〕 令和6年度日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除手続要項【抜粋】

〔資料73〕 上越教育大学くびきの奨学金給付要項

〔資料74〕 専門実践教育訓練講座指定等通知書

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点 5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学では教職大学院専用の教育研究施設として、演習室 8 室及び実践的な模擬授業ができる多目的演習室を備えた教職大学院棟を整備しており、学校実習科目や課題研究において活用している [資料 75]。

令和 4 年度の教職大学院の拡充（入学定員 170 人→190 人）に対応するため、従来 26 室だった共通講義室を令和 3・4 年度で 29 室へ 3 室拡充（人文棟 304、音楽棟 101、音楽棟 102）し、併せて人文棟 304 については教職実践やアクティブ・ラーニングのための個人机、ホワイトボード等の設備を整備した（図表 5-3-1-A）。

また、令和 2 年度から 5 年度にかけて老朽化していた人文棟に配置している各コース等の共通演習室及び講義室を改修整備した。

そのほか、令和 4 年度には、特別支援教育実践研究センター所有の多角的行動解析システム、行動観察分析システム及び生理指標測定機器を更新し、特別支援教育領域における教育研究機能を強化した。

自主的学習環境としては、院生研究室を提供しており、学生一人一人に専用の机、椅子、ブックスタンド等を貸与するとともに、全室に Wi-Fi 環境を整備している。なお、毎年度、各コースの学生の在籍者数を確認の上、本学が独自で設定している学生 1 人あたりのスペース（面積）の基準を満たすように院生研究室を確保している（図表 5-3-1-B）。

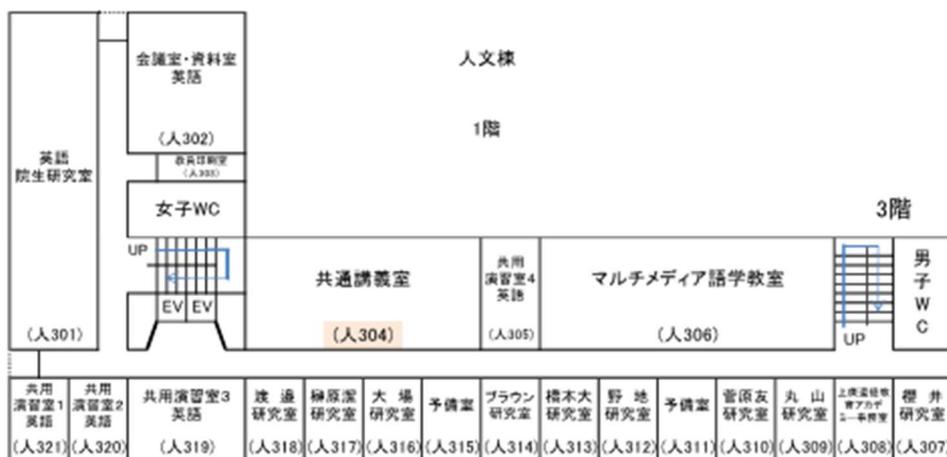
全学的な自主的学習環境としては、学内各所に自主学習スペースを整備しているほか、教室を授業等で使用していない時間は、学生が自習に活用できるようにしている [資料 76]。

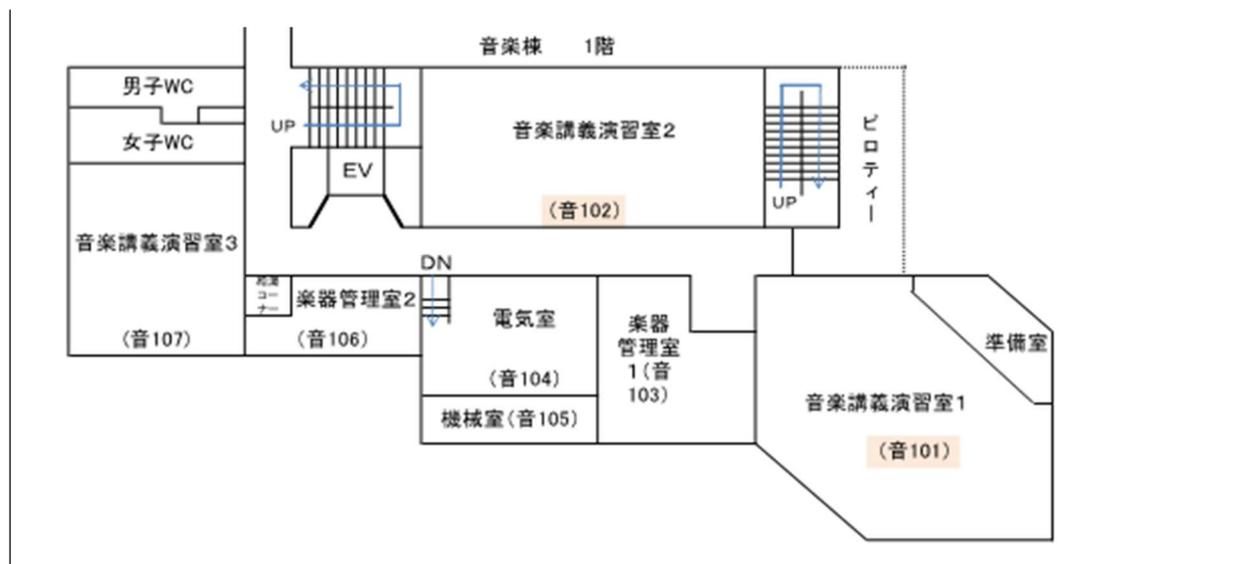
令和 5 年度からはオンラインでの教室予約システムを整備し、学生が常に教室の空き状況を確認・使用できるよう利便性を向上させている。

また、附属図書館の 2 階は、フロア全体をアクティブ・ラーニングスペースとして、一部にセミナー室を有し、学生や教員が、テーブルや椅子、電子黒板等を自由にレイアウトして、所蔵資料や ICT 機器を使用しながら、多様な協働学習が可能なスペースとして利用されている [資料 77]。

これらの自主学習スペースは、「履修の手引」及び「学生手帳」に「自主学習スペース一覧」として掲載し、学生への周知と利用の促進を図っている。

図表 5-3-1-A 「人文棟 304、音楽棟 101、音楽棟 102 平面図」





図表 5-3-1-B 「教職大学院学生研究室一覧」

	棟名	室番号	面積	在籍者数
1	人文棟	301	112 m ²	469 人
2	人文棟	402	78 m ²	
3	人文棟	403	52 m ²	
4	人文棟	501	113 m ²	
5	人文棟	603	39 m ²	
6	人文棟	702	74 m ²	
7	人文棟	801	113 m ²	
8	人文棟	802	74 m ²	
9	第2講義棟	001	85 m ²	
10	第2講義棟	004	26 m ²	
11	自然棟	102	50 m ²	
12	自然棟	116	40 m ²	
13	自然棟	201	25 m ²	
14	自然棟	202	50 m ²	
15	自然棟	316	38 m ²	
16	自然棟	401	25 m ²	
17	自然棟	412	57 m ²	
18	自然棟	503	38 m ²	
19	自然棟	514	44 m ²	
20	自然棟	516	22 m ²	
21	自然棟	720	62 m ²	
22	音楽棟	305	57 m ²	
23	美術実習棟	205	60 m ²	
24	美術棟	207	52 m ²	

25	美術棟	211	52 m ²	
26	美術棟	403	52 m ²	
27	美術棟	411	31 m ²	
28	体育棟	201	37 m ²	
29	体育棟	202	38 m ²	
30	体育棟	203	36 m ²	
31	臨床研究棟	102	49 m ²	
32	臨床研究棟	203	49 m ²	
合計			1,730 m ²	469 人

《必要な資料・データ等》

[資料 75] 上越教育大学学生手帳「教室案内平面図_教職大学院棟」

[資料 76] 上越教育大学学生手帳「学内施設の利用」

[資料 77] 上越教育大学学生手帳「附属図書館平面図」

観点 5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

情報ネットワーク関連の施設・設備については、情報メディア教育支援センターが情報システム及び学内情報ネットワーク並びに情報セキュリティの円滑な管理・運用を図り、情報教育・研究に資する業務を総合的に推進している。

その施設・設備としては、全ての共通講義室に Wi-Fi を整備しているほか、令和 2 年度からは遠隔授業等に活用するための WEB カメラスピーカーフォン、ノート PC を、令和 3 年度からは授業貸出用モバイル端末（クロームブック 41 台、アイパッド 32 台）を整備した。また、附属図書館 2 階のセミナー室には、令和 3 年度に WEB カメラスピーカーフォン、ワイヤレス画面転送装置を整備した（図表 5-3-2-A）。

さらに、令和 4 年度には、学術情報ネットワーク SINET への接続用回線を 1Gbps から 10Gbps に増強し、通信データ量の増加に対応したネットワーク環境を構築した。

令和 7 年度から開始した遠隔教育活用修学プログラムでは、本学教職員にアカウントを配付している Google Meet 等を使用して双方向オンライン授業を実施している。また、学生交流の場として VR 空間アプリ Frame の環境を整備している。

図表 5-3-2-A 「情報ネットワーク関連の設備」

	建物等名	設置場所	情報ネットワークを活用した教育設備
1	講義棟 2・3 階、第 2 講義棟 2 階	大講義室（講 201、301、302、2 講 202）	Wi-Fi、WEB カメラスピーカーフォン
2	人文棟 1・2・3 階 音楽棟 1・2 階	小・中講義室（人 103、104、105、106、107、113、114、	Wi-Fi

	第2講義棟1階	115、201、202、203、204、 205、206、207、208、209、 214、215、304、 音101、102、201、204、 2講103、104)	
3	附属図書館1・2・3階 大学会館1・2階 体育館 グラウンド 教職大学院棟1・2階	閲覧室(103、201、301) ライブラリーホール 第一食堂、第二食堂、POTATO、 体育館、小体育館 グラウンド倉庫 廊下	Wi-Fi
4	教務課にて貸出	各教室共通	WEB カメラスピーカーフォン、ノート PC、モバイル端末
5	附属図書館2階	セミナー室	WEB カメラスピーカーフォン、ワイヤ レス画面転送装置

《必要な資料・データ等》

なし

観点5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

附属図書館の所蔵資料は、令和6年度末で図書が372,676冊(うち視聴覚資料約4,100点を含む。)、電子図書98タイトル、雑誌が5,217種、電子ジャーナル導入タイトルが7,386である(図表5-3-3-A)。

図表5-3-3-A 「附属図書館所蔵資料数(令和6年度末)」

区 分	計
図書	372,676 冊
視聴覚資料	4,147 点
電子図書	98 タイトル
雑誌	5,217 種
電子ジャーナル	7,386 タイトル

教職大学院のシラバスに掲載している図書を継続的に整備するとともに、教職を含む教育学分野を中心に教科に関係する全ての分野の図書を継続収集している(図表5-3-3-B)。教科書・教師用指導書については、特に重点的に収集しており、小・中学校の教科書はすべての出版社のものを購入し、検定年ごと、出版社別に配架し、比較研究等で利用できるようになっている。

附属図書館2階は、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業やグループ討議ができるセミナー室等のスペ

ースを確保し、教職大学院に必要な資料を有効に活用できる学習環境を整備している。

附属図書館の開館時間は、授業期間の平日は8時40分から22時まで（土曜日、日曜日及び祝日は12時から18時まで）であり、令和6年度の開館日数は348日である。令和6年度の教職大学院学生の附属図書館入館者数は延べ18,594人、貸出冊数は9,530冊である（図表5-3-3-C）。

教職大学院における実践を重視した教育研究においては、「上越教育大学研究紀要」及び「上越教育大学教職大学院研究紀要」を発行し、教員の研究論文とともに「上越教育大学リポジトリ」を通して広く社会に発信している（令和6年度における論文等の新規登録件数121件、ダウンロード件数763,618件。（令和2年度には「上越教育大学オープンアクセス方針」を施行））（図表5-3-3-D）。

図表5-3-3-B「附属図書館の蔵書構成等」

附属図書館

図書、雑誌、その他の資料を一元的に収集・整理・保存し、教育及び研究に資することを目的としています。

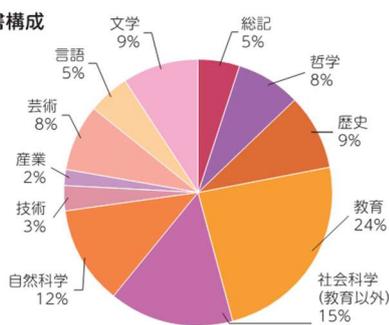
教育関係図書雑誌のほか、教科書・絵本・郷土資料などの多彩な蔵書と、平日（夜10時まで開館）だけでなく、土日祝日も開館し、学外の方も利用できます。

電子ジャーナル・データベースなど、インターネットを利用した多様なサービスも展開しています。

また、電子黒板、ホワイトボード、プロジェクター、書画カメラ、タッチテーブルディスプレイ等があり、館内の資料を利用しながらグループ学習や授業等ができるスペースもあります。



蔵書構成



電子ジャーナル提供タイトル数	7,386タイトル
リポジトリ登録論文数	4,142件

開館時間

区分	通常	休業期間
月曜日～金曜日	8:40～22:00	9:00～17:00
土曜日・日曜日・祝日	12:00～18:00	

蔵書数及び受入雑誌種類数

区分	和書	洋書	計
図書	297,046	75,630	372,676
雑誌	298	12	310

利用状況

開館日数	入館者数	館外貸出								相互協力			
		貸出人数				貸出冊数				文献複写件数		相互貸借件数	
		学生	職員	学外者	計	学生	職員	学外者	計	受付	依頼	貸出	借受
348	68,727	7,807	1,486	616	9,909	14,890	3,114	1,845	19,849	155	164	261	156

(出典 上越教育大学概要 2025・2026 p. 15)

図表5-3-3-C「教職大学院学生利用状況」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学生数	221	241	334	428	408
入館者数	11,306人	14,204人	16,429人	21,021人	18,594人
貸出冊数	7,195冊	9,861冊	10,123冊	12,206冊	9,530冊

図表 5-3-3-D 「上越教育大学リポジトリ」

上越教育大学リポジトリ

上越教育大学リポジトリようこそ！

トップ ランキング

入力後、Enterキーを押下し検索してください

検索 詳細検索

全文 キーワード

インデックスツリー	Index List
▶ 010 学術論文	010 学術論文 244 Items
▶ 020 紀要	020 紀要 1440 Items
▶ 030 学内刊行物	030 学内刊行物 1570 Items
▶ 040 学位論文	040 学位論文 37 Items
▶ 050 報告書	050 報告書 155 Items
▶ 070 本学教員が関係する学協会・研究会	
▶ non 未分類	

オープンアクセス方針・運用方針・申請書類

- 上越教育大学オープンアクセス方針
- 上越教育大学オープンアクセス方針解説
- 上越教育大学リポジトリ運用方針
- 上越教育大学リポジトリ登録申請書
- 上越教育大学学位論文利用確認書→毎年1月に書式を更新し図書館ブログに掲載します。

上越教育大学リポジトリとは

上越教育大学の在籍者が作成した教育・研究成果を電子データの形で取

(出典 <https://juen.repo.nii.ac.jp/>)

《必要な資料・データ等》

なし

観点 5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

なし

観点 5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学の第4期中期目標期間における中期計画の「Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」として「安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、『国立大学法人上越教育大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）（令和2年3月）』に基づいた老朽化対策及び機能改善等の計画的な施設整備を実施する。」こととしている。その具体的なものとして同中期計画の「Xその他」の「1. 施設・設備に関する計画」には、山屋敷団地総合研究棟等の改修を掲げている。また、その財源は同中期計画の「(別紙) 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に記載している。この中期計画は、文部科学大臣の承認を得て現在進行中である〔資料78〕。

なお、第4期中期目標期間における中期計画を達成するための年次計画に係る予算は、毎年度学内予算編成方針を定めた上で、予算編成を行っている〔資料79〕。本学全体の各教育研究棟の建物・設備等に関する予算は、施設課が所掌し、教職大学院の教育研究活動等に関する予算等は、それぞれの事務担当課が所掌しており、毎年度、学長へ予算の要求を行い、学長のリーダーシップの下、全学的な視点から教育・研究活動の活性化及

び本学の特色を一層伸長するための取組を推進している。これにより、本学の機能強化を図るとともに、学内予算の最適化を進め、適切に予算措置を講じている。

教職大学院独自の予算配分として、「学校支援プロジェクト」の円滑な実施のため、学校支援フィールドワーク実習に係る経費（担当教員の巡回指導旅費等）及び「学校支援プロジェクト」の成果を地域に還元するためのセミナー実施経費など、実践的教育を推進するために必要となる経費を、学長裁量経費により重点的に予算措置している〔資料80〕。

教員の教育研究活動に関する経費としては、毎年度、配分予算検討委員会において、大学全体の教育研究経費の配分方針を策定し、教員数及び指導する大学院学生数等に応じた予算を配分している〔資料81〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料78〕 国立大学法人上越教育大学第4期中期計画

〔資料79〕 令和7年度学内予算編成方針

〔資料80〕 令和7年度学長裁量経費配分計画（年度当初）

〔資料81〕 令和7年度大学教員に係る教育研究経費の配分方針

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 6 教育研究実施組織**基準 6-1**

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

国立大学法人上越教育大学基本規則第 5 条では、教育研究実施組織について定め、学則第 16 条第 2 項では、本学大学院学校教育研究科長に学長を充てることを定めている [資料 82、資料 83]。これにより学長は、法人組織と大学組織を直接的に統括し管理運営を行っている。法人組織には、本学の重要事項を審議する組織として役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いているほか、情報戦略室、地域連携推進室及びハラスメント等人権侵害対策委員会等の組織を置き、それぞれの所掌事項に取り組んでいる [資料 84～資料 89、前掲資料 63]。

学則第 19 条第 1 項において、教職大学院の教育実践高度化専攻に専攻長を置くことを定め、同条第 2 項の規定に基づき、「上越教育大学教育研究組織規則 (以下「教育研究組織規則」という。)」の第 7 条第 2 項において、専攻長に学長が指名した副学長を充て、学長の命を受けて当該専攻の校務を統括し、必要に応じて当該専攻に所属する教員による会議を招集するとしている [資料 90]。

次の観点である 6-1-2 で詳細を述べる教員組織と教育組織の一体的運営体制の構築に基づき、教育研究組織規則第 5 条第 1 項で学系長を置くことを定め、同条第 2 項において、学系長は、学長の命を受けて当該学系の管理運営に係る校務を統括し、第 6 条において、各学系に当該学系の教員をもって構成する学系会議を置くことを定めている。

学系長と専攻長は、共に教育研究評議会の構成員であり、専攻と学系の一体的運営体制を構成するコース (領域・分野) の管理運営に係る情報共有を徹底している [資料 90]。

学則第 20 条では、大学における教育研究の運営を行う組織として教授会を置くことを定めている。教授会の下には教務委員会、学生委員会及び入試委員会等の各種専門委員会を置き、それぞれの所掌事項に取り組んでいる [資料 91～資料 94]。

《必要な資料・データ等》

[資料 82] 国立大学法人上越教育大学基本規則

[資料 83] 上越教育大学学則

[資料 84] 上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営体制

[資料 85] 国立大学法人上越教育大学役員会規則

[資料 86] 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則

[資料 87] 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

[資料 88] 国立大学法人上越教育大学情報戦略室規程

[資料 89] 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程

[前掲資料 63] 国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害対策委員会規程

[資料 90] 上越教育大学教育研究組織規則

[資料 91] 上越教育大学教授会規則

[資料 92] 上越教育大学教務委員会規程

[資料 93] 上越教育大学学生委員会規程

[資料 94] 上越教育大学入学試験委員会規程

観点6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学の教員組織は、学則第14条第1項で「教育研究を推進するための組織として、学系を置く」とし、同条第2項の「学系に関し必要な事項は、別に定める」との規定に基づき、教員組織編成のための基本方針を明確にするとともに、それに基づく教員組織編成がなされるよう教育研究組織規則を定めている〔前掲資料83、前掲資料90〕。

この教育研究組織は、令和4年度の大学院改組、そして、学部における養成段階から大学院における研修段階への接続を意識した令和6年4月の学部における履修上のコース・領域の再編のタイミングに合わせ、再編後のコース（領域・分野）を単位とする教員組織と教育組織の一体的運営体制を構築するために見直しを行い、令和6年4月から実施した〔資料95〕。この見直しによる具体的な効果は次のとおりである。

- ① 授業科目の運営や学生指導をはじめとする教務上の諸課題への対応と教員人事とは本来不可分の関係にあり、一体的体制の整備により、それらを包括的に管理運営できる体制を整えることができる。
- ② コース（領域・分野）単位で学系を構成することにより、それぞれの授業科目の運営に包括的に責任を持つ組織としての学系の役割を明確にすることができる。
- ③ 教育研究指導上で起こるハラスメント等のトラブルに対して、コース（領域・分野）としての対処と、教員の服務監督責任をもつ学系としての対処とを分離することなく、一貫した責任体制により対処することができる。
- ④ 今回のコース再編により一部教員の所属するコース（領域・分野）と学系との間にねじれが起きており、学系を単位とする教員選考委員会の構成において、候補者の専門性に詳しい委員が得られない事態が起きている。こうしたねじれによる不都合を解消することができる。
- ⑤ 実質的にコース（領域・分野）での必要性に基づいて起案される教員人事が、形式上学系長から起こされているなど、事務手続き上の無駄・非効率を是正することができる。
- ⑥ 各学系に所属する教員数の平準化を図り、極端な人数の偏りを是正することで学系における業務の効率化を図ることができる。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料83〕 上越教育大学学則

〔前掲資料90〕 上越教育大学教育研究組織規則

〔資料95〕 大学院学校教育研究科と学校教育学部のコース再編に伴う教員組織と教育組織の一体的運営体制の整備

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

「国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針」において、「学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教員経験を有する者の雇用促進を図るものとする」としており、教職大学院の専任教員95人のうち、21人が実務家教員となっている〔資料96〕。

教員の採用に当たっては原則公募によることとしており、教員の公募に際しては、「男女共同参画基本法」の

趣旨に基づき選考を行うことを明示している。令和7年度における専任教員数に占める女性の割合は 24.2% (95人中23人、令和7年5月1日現在) となっている。専任教員の年齢構成については、各年代に教員が配置された構成となっている(図表6-1-3-A)。

また、組織の活性化を図るため、「大学教員人事計画の策定に係る基本方針」及び「大学教員人事計画の策定に係る基本方針の運用について」において、採用する全ての大学教員(特任教員を除く。)を年俸制とすることとしており、採用人事においては若手教員の確保を考慮し、可能な限り職位を助教(任期制適用)に努めることを定めている[資料97、資料98]。

専任教員の採用及び昇任基準については、「教員選考基準規程」に規定しており、具体的教育研究業績の評価については研究者教員と実務家教員の双方を適切に評価できる選考基準を設けており、職位とともに授業科目の担当適格者であるか審査する基準としている[資料99、資料100]。選考手続については、「教員選考手続細則」に規定し、それに基づいて、適切に実施している。教員選考の際には、人事担当副学長(理事からの兼務者)を委員長として7人で構成する教員選考委員会において、候補者から提出される「履歴書、教育研究業績書」の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している[資料101、資料102]。

また、実務家教員の人材を確保するため、専門分野、実務経験等の応募資格を明確にした上で、全て公募により広く募集を行っている。

図表6-1-3-A 「教職大学院における年齢階層別の専任教員構成(令和7年5月1日現在)」

(単位:人)

区 分	29歳以下	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-65歳	66歳以上	合計	
専任教員	教授				1	4	10	19	23	2	59
							3	5	5		13
	准教授			1	6	7	7	2	1		24
					2	3	1				6
	講師			5	1	2					8
				1	1						2
	助教	1	1	1	1						4
			1		1						2
	合計	1	1	7	9	13	17	21	24	2	95
			1	1	4	3	4	5	5		23

※教授には特任教授(本学を定年退職した者を雇用)を含む

《必要な資料・データ等》

[資料96] 国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

[資料97] 大学教員人事計画の策定に係る基本方針

[資料98] 大学教員人事計画の策定に係る基本方針の運用について

[資料99] 国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程

[資料100] コース等における教員選考基準(専門職学位課程)

[資料101] 国立大学法人上越教育大学教員選考手続細則

[資料 102] 履歴書・教育研究業績書

観点6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

「プロフェッショナル科目」において、いじめ・生徒指導研究研修センター、国際交流推進センター等の専任教員、理事及び副学長からの兼任教員6人並びに兼任教員（学外非常勤講師）14人が一部の授業科目を担当している。

学校実習の実施において、学生及び担当教員の支援並びに関係機関との調整等を業務の一つとする学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授6人が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行っている。

教授会の下には教務委員会、学生委員会及び入試委員会等の各種専門委員会を置き、それぞれの所掌事項に取り組んでいる〔前掲資料 84〕。なお、同専門委員会における議決を教授会の議決と見なす審議事項について教授会で決定しており、これらのことで組織全体の業務量を減らすことに取り組んでいる〔資料 103〕。加えて、令和6年度には、「教員の教育研究時間確保と事務業務の効率化に向けた役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直し」について決定し、教員の教育研究時間確保と事務業務の効率化を進めている〔資料 104、資料 105〕。

《必要な資料・データ等》

[前掲資料 84] 上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営体制

[資料 103] 教授会の専門委員会における議決を教授会の議決と見なす審議事項

[資料 104] 教員の教育研究時間確保と事務業務の効率化に向けた役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直し

[資料 105] 教員の教育研究時間確保と事務業務の効率化に向けた役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直し【概要】

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

観点6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

第4期中期目標期間中において重視している「現代的教育課題に関する研究」及び「学校現場での教育実践に関する研究」の二つのテーマで研究を活性化するとともに、若手教員への研究支援や科学研究費助成事業への申請に資するための「学内研究プロジェクト」では、必要に応じて研究組織が近隣地域の小・中学校教員や

本学学生を研究協力者として参加させることができることにしている〔資料 106〕。

また、研究に関する外部資金の獲得増加に向けた取組を推進するため、外部資金獲得者に対する外部資金獲得手当を創設し令和 5 年度から支給を開始し、教育研究評議会の専門委員会である学術研究員委員会及び研究連携課では、科学研究費助成事業の獲得増を目指すとともに、学校現場から大学教員に採用された若手が教員や教科専門の教員等を主な対象として、研究成果となる実践研究論文執筆に関する講習を開催している〔資料 107〕。

さらには、大学教員の行う教育・研究・管理運営等の向上及び推進を目的として、大学教員の職務(学生のゼミ及び研究指導は除く。)の一部を一定期間免除し、自らの研究に専念させるために、国立大学法人上越教育大学大学教員サバティカル制度規程を定めている〔資料 108〕。

これらの取組による研究成果を社会に公表することを目的として、「上越教育大学研究紀要」及び「上越教育大学教職大学院研究紀要」を刊行し、本学附属図書館による上越教育大学リポジトリで公開している〔資料 109、資料 110〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 106〕 令和 6 年度上越教育大学研究プロジェクトの公募について（通知）

〔資料 107〕 令和 6 年度上越教育大学科研費セミナー実施要項

〔資料 108〕 国立大学法人上越教育大学大学教員サバティカル制度規程

〔資料 109〕 上越教育大学研究紀要（目次・奥付）

〔資料 110〕 上越教育大学教職大学院研究紀要（目次・奥付）

観点 6-2-2 教職員の協働による F D の活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教授会の専門委員会としてファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、教育活動の質的向上と発展に係る活動を行っている〔資料 111〕。具体的な取組としては、前期及び後期における「学生による授業評価アンケート」の実施と、その結果を踏まえた授業担当教員による自己評価レポートの作成を義務付けており、これらの取組を通して次年度以降の担当授業の改善を継続的に実施している〔資料 112〕。

さらに、教員等による相互評価や授業内容について情報交換を行うことで授業改善を図るため、授業公開を行っているほか、先導的な授業改善等を実施している大学等から講師を招聘して F D 講演会やワークショップ形式等による F D 研修会を実施している〔資料 113〕。令和 6 年度は授業における合理的配慮への理解を深めるため、F D 講演会は「上越教育大学における学生への合理的配慮の提供の現状と課題」をテーマとして、本学障害学生支援室コーディネーターが講師を担当して行い、参加者は役員及び教職員 183 名であった。また、F D 研修会は「合理的配慮の必要な学生への支援」をテーマとして、東京学芸大学学生支援センター障がい学生支援室の教員が講師を担当した〔資料 114〕。

加えて、学校現場での経験のない大学教員に対し、附属学校等において学校現場の実態と課題などについて理解を深めるため、授業実践を含む 100 時間以上の実践的な研修を行うこととしている〔資料 115、資料 116〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 111〕 上越教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

[資料 112] 学生による授業評価におけるアンケート項目（令和 6 年度実施分）

[資料 113] 上越教育大学授業公開実施要項

[資料 114] 令和 6 年度ファカルティ・ディベロップメント講演会・研修会実施計画

[資料 115] 上越教育大学における大学教員初任者研修及び大学教員学校現場研修の計画について

[資料 116] 大学教員学校現場研修受講状況

観点 6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

国立大学法人上越教育大学基本規則第 5 条では、教育研究実施組織について定め、学則第 16 条第 2 項では、本学大学院学校教育研究科長として学長をもって充てることを定めている〔前掲資料 82、前掲資料 83〕。これにより学長は、法人組織と大学組織を直接的に統括し管理運営を行っている。法人組織には、本学の重要事項を審議する組織として役員、教員、事務職員で構成する役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いているほか、教員及び事務職員を構成員とする情報戦略室、地域連携推進室及びハラスメント等人権侵害対策委員会等の組織を置き、それぞれの所掌事項に協働で取り組んでいる〔前掲資料 84～前掲資料 89、前掲資料 63〕。

学則第 20 条では、大学における教育研究の運営を行う組織として教授会を置くことを定めている。教授会には事務局長の出席を定めているほか、事務局次長及び課長が出席している。教授会の下には教員及び事務職員を構成員とする教務委員会、学生委員会及び入試委員会等の各種専門委員会を置き、それぞれの所掌事項に協働で取り組んでいる〔前掲資料 91～前掲資料 94〕。

加えて、上越教育大学の学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的として、副学長を室長として各委員会委員長、保健管理センター所長、国際交流推進センター長及び各課長等を構成員とする総合学生支援室を設置して、総合的な学生支援に係る方策の企画立案及び学生支援に係る関係組織の連携を推進している〔前掲資料 57〕。

《必要な資料・データ等》

[前掲資料 82] 国立大学法人上越教育大学基本規則

[前掲資料 83] 上越教育大学学則

[前掲資料 84] 上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営体制

[前掲資料 85] 国立大学法人上越教育大学役員会規則

[前掲資料 86] 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則

[前掲資料 87] 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

[前掲資料 88] 国立大学法人上越教育大学情報戦略室規程

[前掲資料 89] 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程

[前掲資料 63] 国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害対策委員会規程

[前掲資料 91] 上越教育大学教授会規則

[前掲資料 92] 上越教育大学教務委員会規程

[前掲資料 93] 上越教育大学学生委員会規程

[前掲資料 94] 上越教育大学入学試験委員会規程

[前掲資料 57] 上越教育大学総合学生支援室規則

(基準の達成状況についての自己評価：A)

領域 7 点検評価と情報公表

基準 7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点 7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学の教育の状況等の自己点検・評価については、本学の自己点検・評価規則に基づき定期的かつ組織的に実施しており、企画・立案及び実施の統括を大学評価委員会が所掌し、自己点検・評価の取りまとめ及び検証を情報戦略室が所掌している〔資料 117、資料 118、資料 119〕。大学評価委員会及び情報戦略室では、本学の自己点検・評価規則で定める「本学専門職学位課程評価基準」〔資料 120〕に基づき、教職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価を行っている。また、同様に「本学評価基準」〔資料 121〕に基づき、大学全体の状況及び成果や効果について自己点検・評価を行っている。なお、本学の教職課程の自己点検・評価については、この「本学専門職学位課程評価基準」及び「本学評価基準」の観点で網羅しており、両基準による自己点検・評価をもって教職課程の自己点検・評価としている。

直近では、「本学専門職学位課程評価基準」に基づく自己点検・評価は、令和 5 年度及び令和 6 年度に実施し、本学ホームページで公表している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 117〕 国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

〔資料 118〕 国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程

〔資料 119〕 国立大学法人上越教育大学情報戦略室規程

〔資料 120〕 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準

〔資料 121〕 国立大学法人上越教育大学評価基準

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知するため、上越教育大学大学院案内〔前掲資料 2〕や本学ホームページの教職大学院のサイト〔資料 122〕等で、教職大学院の理念・目的、特色、学生の受入れ、カリキュラム、各種プログラムの紹介、履修方法及び修了要件、学校実習、各コース・領域・分野の紹介、教員の紹介、学生・修了生からのメッセージ、学習環境等を公表している。さらに、教職大学院の概要、カリキュラムの特色、研究内容、学校支援プロジェクト等の動画を作成し、YouTube で閲覧できるようにしている〔資料 123、資料 124〕。

さらに、本学の教育活動に関する情報として、学校教育法施行規則 172 条の 2 に規定する情報について、本

学ウェブサイトに掲載している〔資料 125〕。

学校支援プロジェクトの取組や成果等については、各チームの成果を「学校支援プロジェクト実践研究」として取りまとめ、関係教育機関等のステークホルダーに対し公表している。研究成果の発信の場や連携協力校関係者から学校支援プロジェクトについて意見を聞く場として「学校支援プロジェクトセミナー」を実施しており、各チームが個別に対面や ICT ツールを用いた形で連携協力校に対して成果を還元する個別セミナーと、代表するチームがオンラインで広く成果を発信する全体セミナーを実施している〔資料 126〕。

全国 6 会場（大阪・新潟・東京・愛知・鹿児島・石川）で本学教員により開催している「サテライト講座」では、学校現場と連携した「学校支援プロジェクト」等の取組内容や成果を紹介〔資料 127〕するとともに、新潟県及び長野県の各教育委員会と連携し、「教員研修講座」を実施しており〔前掲資料 45〕、令和元年度～6 年度において、新潟県内及び長野県内での講座を開催し、教育関係者に対して、本学教職大学院が実施している現代的教育課題に対応した教育実践等について講義を行っている（図表 7-2-1-A）。

また、本学では教員や学生の学術研究の成果を社会に発信するため、「上越教育大学研究紀要」及び「上越教育大学教職大学院研究紀要」を刊行し、本学リポジトリで公開している〔前掲資料 109、前掲資料 110〕。

図表 7-2-1-A 教員研修講座 実施回数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
新潟講座	9	8	—	—	—	—	17
長野講座	5	6	5	5	5	5	31
合計	14	14	5	5	5	5	48

※ 新潟講座は令和3年度以降サテライト講座内での開催に移行している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 2〕 上越教育大学大学院案内 2026

〔資料 122〕 大学院 課程・専攻・コース・領域の紹介（上越教育大学ホームページ）

〔資料 123〕 上越教育大学大学院特設ページ（上越教育大学ホームページ）

〔資料 124〕 動画で見る上教大大学院（上越教育大学ホームページ）

〔資料 125〕 大学の教育活動に関する情報 - 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報（上越教育大学ホームページ）

〔資料 126〕 令和 6 年度学校支援プロジェクトセミナー全体会実施計画

〔資料 127〕 2024 年度上越教育大学教職大学院サテライト講座チラシ

〔前掲資料 45〕 2024 年度長野県教育委員会と上越教育大学教職大学院連携による教員研修講座チラシ

〔前掲資料 109〕 上越教育大学研究紀要（目次・奥付）

〔前掲資料 110〕 上越教育大学教職大学院研究紀要（目次・奥付）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	チェック欄 (該当☑)	(上段) 項目 (下段) 根拠法令等	評価基準 観点等	根拠資料等
1	☑	教育課程連携協議会の設置、産業界等 (教育委員会)との連携による教育課程 の編成、実施・評価 専門職大学院設置基準第6条第3項、 第6条の2	2-1 4-1	・[前掲資料40] 上越教育大学大学院専門職 学位課程教育課程連携協議会設置要項 ・[資料128] 第9回(令和5年度第2回) 上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程 連携協議会議事要旨
2	☑	5領域についての授業科目(共通科目) の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関する 領域・・・ 平15年告示第53号第8条第1項	2-1	・[資料129] 令和7年度授業科目一覧(大 学院学校教育研究科)(p.10-p.11) ・シラバス(基礎データで確認)
3	☑	1年間又は1学期に履修科目として 登録できる単位数の上限の設定 専門職大学院設置基準第11条	2-2	・[前掲資料1] 上越教育大学大学院学校教 育研究科履修規程(第13条)
4	☑	修了要件単位数(45単位以上) うち実習10単位以上 専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	・[前掲資料1] 上越教育大学大学院学校教 育研究科履修規程(第6条第2項) ・[前掲資料2] 上越教育大学大学院案内 2026(p.7-p.8)
5	☑	学生に対する評価及び修了の基準の 明示等 専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	・[前掲資料13] 令和7年度入学者用履修の 手引(大学院学校教育研究科)(p.8-p.17) ・[資料130] 履修方法及び修了要件等(上 越教育大学ホームページ) ・[資料131] 成績の評価(上越教育大学ホ ームページ)
6	☑	専任教員数 平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	(基礎データで確認)
7	☑	必置専任教員数に対する実務家教員 数(4割以上) 平15年告示第53号第2条第5項	6-1	(基礎データで確認)
8	☑	必置実務家教員のうちみなし専任教 員の割合(3分の2の範囲内) 平15年告示第53号第2条第2項	6-1	(基礎データで確認)
9	☑	みなし専任教員の業務要件 (授業担当年間4単位以上ほか) 平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	(基礎データで確認)
10	☑	必置専任教員のうち教授の割合 (必置の専任教員の半数) 平15年告示53号第1条第7項	6-1	(基礎データで確認)
11	☑	SD研修に該当する機会の設定等 大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	・[資料132] SD研修実施状況一覧(令和6 年度)

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等